

# 第3期北広島町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

北広島町



## はじめに

近年、人々の価値観やライフスタイルの多様化などにより、社会環境は大きく変化しています。

子育て環境においては、予想を大きく上回るほどの急速な少子化の進行、核家族の増加、人間関係の希薄化、地域コミュニティの衰退化などにより、身近なところに相談できる相手がないことで、子育てに負担感や不安感、孤立感を持つ子育て世帯が増加しています。

子育てに対する負担感や不安感、孤立感を和らげ、子どものより良い育ちに繋げていくには、社会全体が子育て世帯に寄り添い、支援していくことがとても重要です。

国は、令和4（2022）年に児童福祉法を改正し、それまでの児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」、母子保健法に基づく「子育て世帯包括支援センター」の両組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉・母子保健の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、全市町村に「こども家庭センター」の設置を進めることとしました。

これを踏まえ、本町では、令和6（2024）年4月に役場の組織再編を行い、保健師・保育士・助産師などの専門職を配置した「こども家庭課（きたひろこども家庭センター）」を新たに設置し、妊娠期から出産期、その後の子育て期にわたり、個々の家庭に応じた切れ目ない包括的支援を行うなど、相談支援体制の強化を図っています。

本計画の将来像である『“ほっと”できる環境で、子どもが“すくすく”育つまち』の実現に向け、引き続き関係機関と連携を図りながら、教育・保育の安定的な提供と子ども・子育て支援事業の計画的な実施により、子どもが健やかに育つ町づくりに取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定をご審議いただきました北広島町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました多くの保護者の皆様や関係機関の方々に、厚くお礼申し上げます。

令和7（2025）年3月



北広島町長 箕野 博司



# 目次

|                                            |           |
|--------------------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画策定に当たって.....</b>                  | <b>3</b>  |
| 1 計画の趣旨.....                               | 3         |
| 2 計画の位置づけ.....                             | 3         |
| 3 計画の期間.....                               | 4         |
| 4 計画策定における様々な視点.....                       | 4         |
| 5 計画の対象.....                               | 6         |
| 6 住民の意見の反映と情報公開.....                       | 7         |
| <b>第2章 子ども・子育てを取り巻く状況 .....</b>            | <b>11</b> |
| 1 近年の人口の推移と割合 .....                        | 11        |
| 2 人口構造.....                                | 12        |
| 3 出生の状況 .....                              | 13        |
| 4 自然動態と社会動態.....                           | 14        |
| 5 婚姻の状況 .....                              | 15        |
| 6 子どものいる世帯の状況 .....                        | 16        |
| 7 女性の就労状況.....                             | 18        |
| 8 人口の推計 .....                              | 19        |
| 9 子どもの人口推計.....                            | 20        |
| <b>第3章 教育・保育事業、子育て支援サービス等の状況 .....</b>     | <b>25</b> |
| 1 幼児教育・保育サービスの状況.....                      | 25        |
| 2 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)の状況.....         | 28        |
| 3 北広島町子育て世代包括支援センター『ネウボラきたひろしま「てごてご」』..... | 29        |
| 4 きたひろこども家庭センターの設置.....                    | 29        |
| 5 小学生児童への支援サービス .....                      | 30        |
| 6 小学校・中学校の状況.....                          | 31        |
| 7 相談事業の状況.....                             | 32        |
| 8 経済的支援の状況.....                            | 34        |

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| <b>第4章 ニーズ調査結果について .....</b>       | <b>37</b> |
| 1 調査概要 .....                       | 37        |
| 2 結果概要 .....                       | 38        |
| <b>第5章 基本理念と施策体系 .....</b>         | <b>47</b> |
| 1 計画の基本理念 .....                    | 47        |
| 2 計画の基本目標 .....                    | 48        |
| 基本目標1 安心して子育てできる環境づくり .....        | 48        |
| 基本目標2 保健・医療・福祉・経済面での子育て支援 .....    | 48        |
| 基本目標3 子どもの権利を守り、生きる力を育む環境づくり ..... | 48        |
| 3 施策体系 .....                       | 49        |
| <b>第6章 施策の展開 .....</b>             | <b>53</b> |
| 基本目標1 安心して子育てできる環境づくり .....        | 53        |
| 基本目標2 保健・医療・福祉・経済面での子育て支援 .....    | 62        |
| 基本目標3 子どもの権利を守り、生きる力を育む環境づくり ..... | 69        |
| <b>第7章 事業量の見込みと確保方策 .....</b>      | <b>79</b> |
| 1 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域 .....      | 79        |
| 2 未就学児の教育・保育事業の量の見込みと確保方策 .....    | 79        |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....   | 81        |
| <b>第8章 計画の推進体制 .....</b>           | <b>95</b> |
| 1 子ども・子育て会議の開催 .....               | 95        |
| 2 庁内及び関係機関との連携 .....               | 95        |
| 3 PDCAサイクルによる検証 .....              | 95        |
| <b>資料 .....</b>                    | <b>99</b> |
| 1 北広島町子ども・子育て会議設置条例 .....          | 99        |
| 2 北広島町子ども・子育て会議 委員名簿 .....         | 100       |
| 3 計画策定の経緯 .....                    | 100       |

# 第1章

計画策定に当たって





# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画の趣旨

北広島町では、平成27(2015)年度に「北広島町子ども・子育て支援事業計画」、令和2(2020)年度に「第2期北広島町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育事業の量を定めるとともに、乳幼児期から成人期までの子育て支援体制の整備と子育て世帯への様々な施策を展開してきました。

平成30(2018)年度からは『ネウボラきたひろしま「てごてご」』を開設し、妊娠期から子育て期にわたるまで、保健師、助産師、保育士等による切れ目のない子育て支援体制を構築し、子育て世帯が安心して子育てできる体制を整備しました。

しかし、近年の少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族世帯の増加に伴い、地域コミュニティの希薄化が進み、子育て世帯の子育てに対する孤立感や負担感は増し、子育て世帯への支援を一層強化することが求められています。

また、幼児教育・保育の無償化や働き方改革等、子育てや暮らしの在り方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てをしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった目線での子育て支援が重要となっています。

このような状況を踏まえ、教育・保育事業の量と質の確保及び子育て支援事業の充実を重視するとともに、子どもと保護者が幸せに生き続けることができるよう、現行計画の理念を引き継いだ「第3期北広島町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」(平成二十四年法律第六十五号)第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。

また、すべての子どもと子育て世帯を対象として、北広島町が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、本計画は「次世代育成支援対策推進法」(平成十五年法律第百二十号)第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画も抱合した計画とします。

### 3 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度を初年度とする令和11(2030)年度までの5か年とします。

なお、今後の国及び町を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議等での審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

| 令和<br>2年度            | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度            | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------------|-----------|-----------|------------|------------|
| 第2期北広島町子ども・子育て支援事業計画 |           |           |           |           | 第3期北広島町子ども・子育て支援事業計画 |           |           |            |            |

### 4 計画策定における様々な視点

本計画は、次のような様々な視点をもとに計画を推進します。

#### (1) “子どもの最善の利益”を尊重した教育・保育・子育て支援の推進

共働き世帯の増加に伴い、少子化傾向にあっても保育ニーズは多様化しています。さらに核家族化や少子化により家庭や地域での子育て力の低下、スマートフォンやタブレット等の普及、家庭での食育やしつけ、他者への思いやりや礼節に対する考え方の変化等、生まれ育つ子どもを取り巻く環境は変化を続けています。

乳幼児期の育ち方は、その子の一生の育ちに影響すると言われています。保育所・認定こども園等の教育・保育事業や様々な子育て支援事業、各種健診や相談事業において、子どもの最善の利益が尊重される量と質の確保とサービスの提供が重要です。

また、学齢期・青年期においても健やかな育ちが約束される環境づくりをめざし、小学校・中学校・義務教育学校や放課後児童クラブ等の量と質の確保、施設や教育内容の充実を図っていく必要があります。

#### (2) 幼児教育・保育ニーズの高まりへの対応

共働き世帯の増加に伴い、保育ニーズは年々高まっています。令和元(2019)年10月からは「子ども・子育て支援法」による幼児教育・保育の無償化が開始されました。さらに令和8(2026)年度には、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が開始されます。今後も教育・保育施設の適切な量と質の確保、保育士・教職員等の人材確保や資質向上が求められています。

### (3)小学生の放課後健全育成事業等、こどもの居場所づくりの充実

保護者が仕事等で昼間家にいない小学生に対し、放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、子どもの遊び場や放課後児童クラブ、放課後子ども教室の量と質の確保・内容の充実に努めます。

また、不登校や支援が必要な家庭の増加等、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しています。価値観も多様化する中、子どもが安心・安全に過ごせる居場所の確保が求められています。

### (4)育児に不安を抱える保護者への支援と児童虐待の防止

育児に不安を抱えながらも周囲からのサポートが得られなかったり、育児ストレスをため込んでいるなど、児童虐待につながる可能性がある保護者や家庭に対して、『ネウボラきたひろしま「てごてご」』の取組や、関係機関・団体との情報共有・連携により適切な支援を行います。

また、児童虐待防止のため、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会や広島県西部こども家庭センター等の関係機関との連携強化を図ります。

### (5)障がいのある子どもに対する支援の充実

障がいのある子どもに対して、就学前においては教育・保育施設における受け入れを充実させるとともに、小学校・中学校から高校へとライフステージごとにつながりのある支援が受けられるよう、関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。

また、発達障がいのある子どもを早期発見・早期療育するための支援体制の構築に取り組みます。

### (6)妊娠期からの切れ目のない支援の充実

子育て世帯のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量と質の両面にわたり充実させ、妊娠・出産期、乳幼児期、学齢期、青年期へと切れ目のない支援を行います。

また、保護者の思いに寄り添った相談支援や適切な情報提供、年齢・発達段階に応じた子どもへの接し方等に関する保護者の学びなど、子どもが健やかに育つ環境整備を進めます。

### (7)子育てへの男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

男女ともにゆとりのある職業生活を送るとともに、家庭生活や地域生活との調和を図ることができるよう、多様な保育ニーズ等に対応した適切な教育・保育の提供に努めます。

また、子育てのための時間を十分にもつことができ、母親・父親がともに主体的に子育てができるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への住民の関心と理解を深めるために、関係機関との連携を図ります。

## (8)外国につながる子ども※への支援・配慮

外国人労働者の増加に伴い外国人の子どもの増加が見込まれています。該当する子育て世帯が教育・保育事業や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう適切な支援を行います。

※外国につながる子ども：日本で暮らす外国にルーツを持つ子ども

## (9)安心・安全な子育て環境の充実

子どもを交通事故や犯罪から守るため、保護者をはじめ地域住民・団体と連携し、通学路や生活道路における見守り、防護柵の整備や児童生徒に対する交通安全教育を推進します。

また、子どものスマートフォンやタブレットの利用の増加に伴い、個人情報の流出や犯罪に巻き込まれる可能性が高まっています。子どもが安全に利用できるようデジタル機器の正しい使い方の啓発に努めます。

## (10)子どもの貧困対策

国が令和3(2021)年に実施した子どもの生活状況調査によると、「相対的貧困の状態」にある世帯は12.9%となっており、特にひとり親世帯に多くなっています。相対的貧困の特徴の一つに外見からはわかりにくいことがあります。生まれ育った環境により子どもの将来が左右されない社会の実現をめざして、教育・生活・相談支援や居場所づくり等、子どもへの支援に取り組むと同時に、保護者に対する経済的支援や就労支援を行うことが重要です。

子どもの健やかな成長のために、関係機関・団体と子育て世帯に関する情報を共有し、様々な支援や施策を推進していきます。

# 5 計画の対象

本計画は、市内のすべての乳幼児から概ね18歳までの児童生徒とその家庭を対象とします。



## 6 住民の意見の反映と情報公開

本計画は住民の意見の反映と策定過程の情報公開のため、次の項目を踏まえて策定しました。

### (1)「ニーズ調査」の実施

本計画の策定及び今後の子育て支援施策を立案する際の基礎資料とするため、未就学児のいる世帯並びに小学生のいる世帯を対象として「子育て支援に関するニーズ調査」をそれぞれ実施しました。

### (2)「子ども・子育て会議」の開催

子ども・子育て会議とは、関係機関や各種団体の代表等で構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセス等に直接かかわることができる仕組みです。第3期計画策定にあたり、協議・検討を行いました。

### (3)「パブリックコメント」の実施

住民の意見や要望を計画に反映するため、令和7(2025)年1月27日から2月7日の期間でホームページ等を利用したパブリックコメント(住民からの意見の公募)を実施しました。



## 第2章

子ども・子育てを取り巻く状況





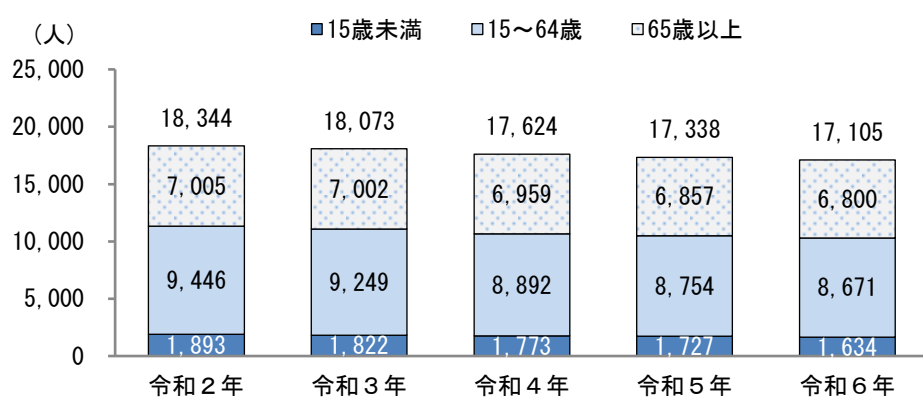
## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

### 1 近年の人口の推移と割合

人口は令和2(2020)年以降減少しており、令和6(2024)年には17,105人となっています。年齢三区分の内訳でも、すべての区分で年々減少しています。

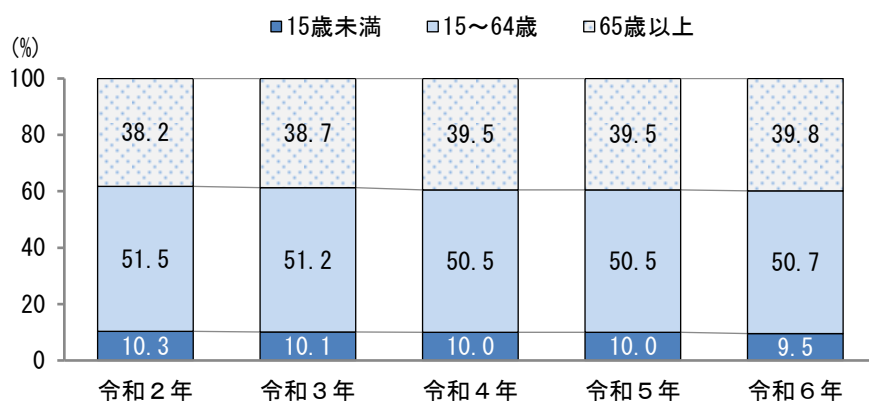
人口の割合は、老年人口(65歳以上)が増加する一方で、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向にあり、高齢化が進んでいます。

【人口の推移（年齢三区分）】



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

【人口の割合】



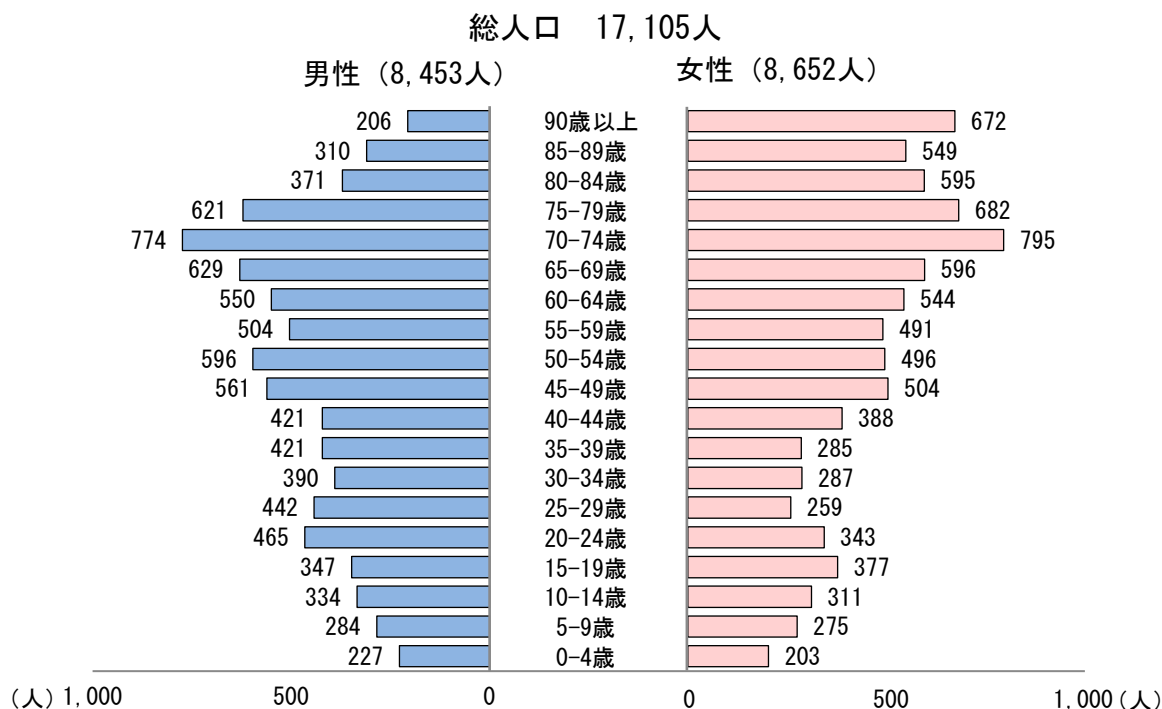
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

## 2 人口構造

北広島町の年齢別人口構造をみると、全国の人口構造と同様につば型をしており、全体では、0～14歳と25歳～44歳の人口が少なくなっています。

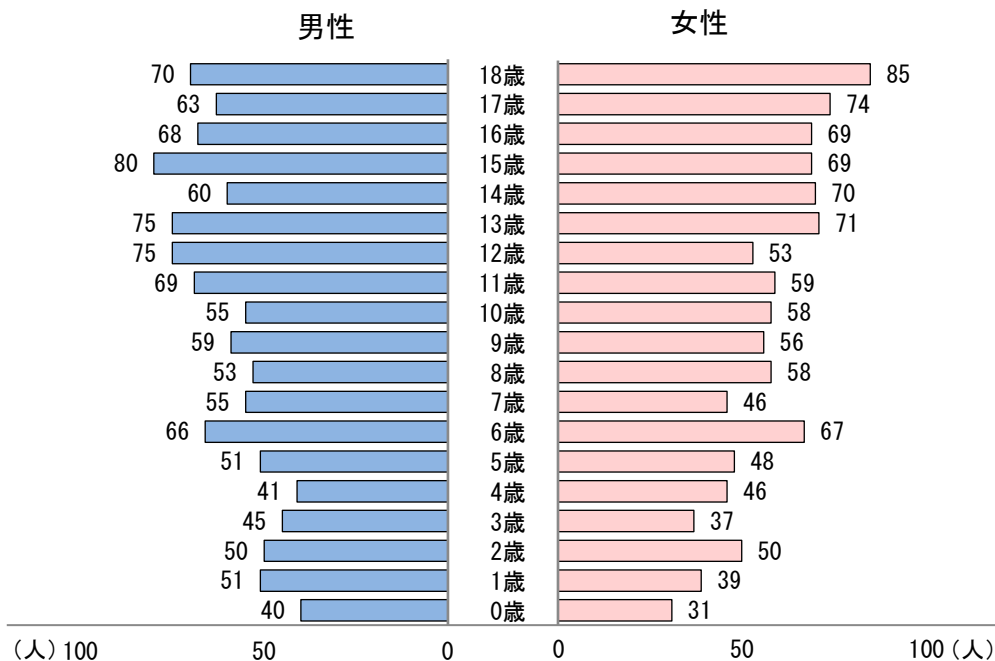
さらに詳しく18歳以下の1歳階級でみても、年齢が若くなるにつれて人口が少なくなっており、出生数が緩やかに減少していることがうかがえます。

【人口ピラミッド（5歳階級別）】



資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

【人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）】



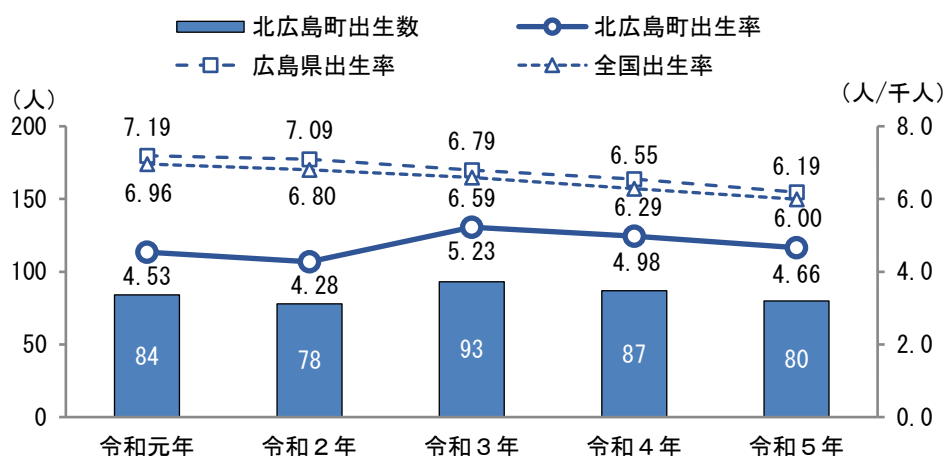
資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

### 3 出生の状況

出生数・出生率ともに、令和元(2019)年以降横ばいとなっており、出生率は全国及び広島県と比較して低い値で推移しています。

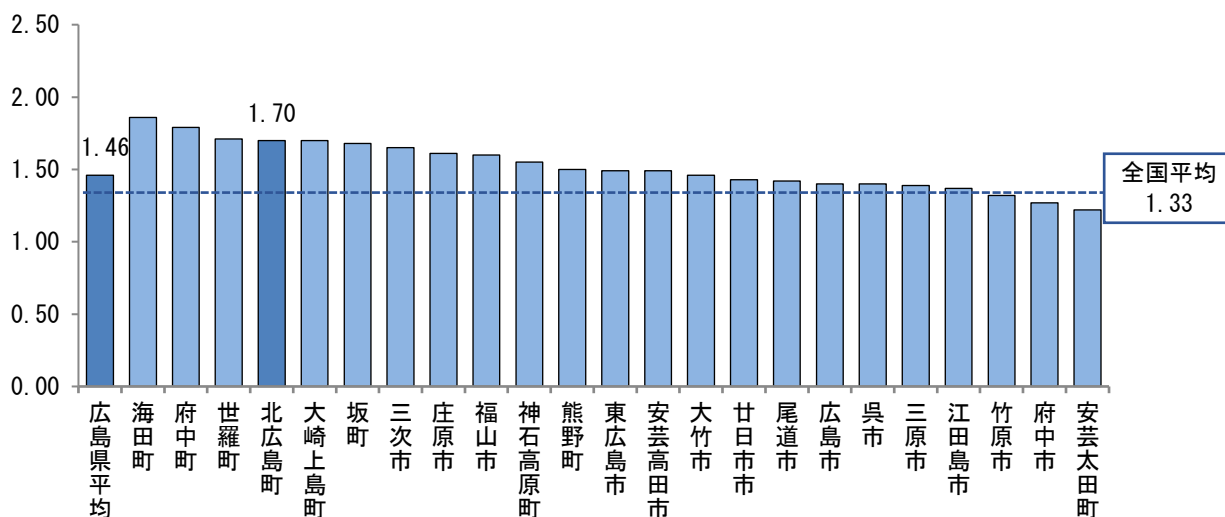
また、合計特殊出生率(15歳～49歳までの女性の年齢階級別出生率を合計したもの)をみると、北広島町は1.70となっており、全国及び広島県と比較して高くなっています。

【出生数と出生率】



資料：住民基本台帳

【合計特殊出生率（県内市町比較）】

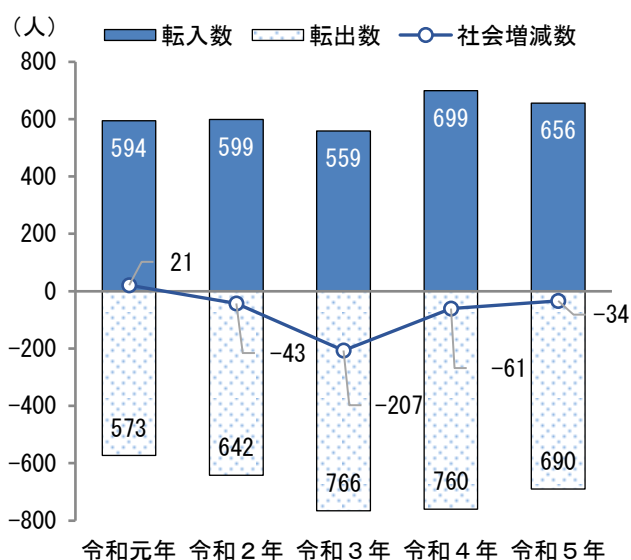
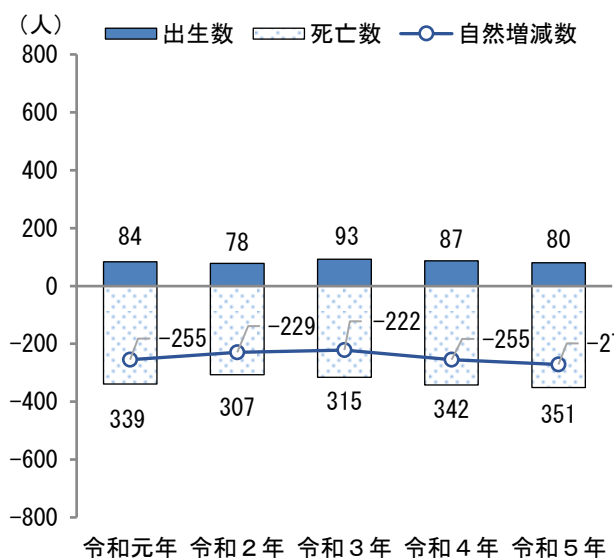


資料：人口動態統計特殊報告（平成30年～令和4年）

## 4 自然動態と社会動態

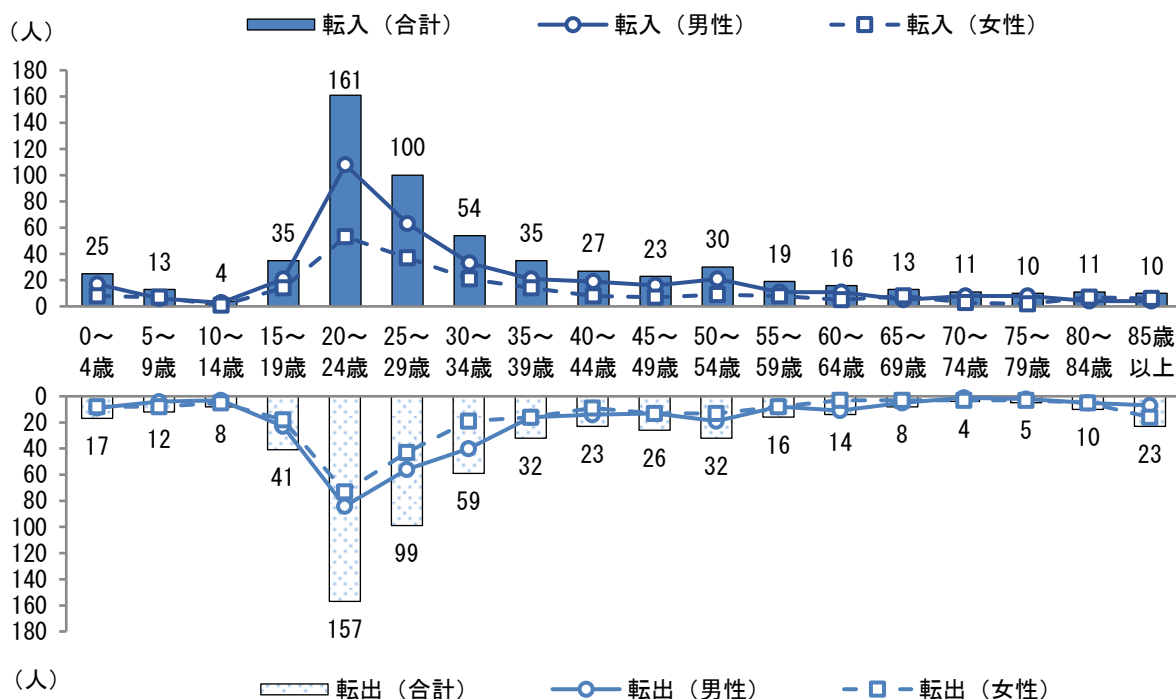
自然動態は、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。社会動態は、概ね拮抗して推移していますが、令和3(2021)年に大幅な転出超過となっています。

【自然動態と社会動態】



5歳階級別の転入と転出をみると、20～24歳人口の転入並びに転出が多くなっています。

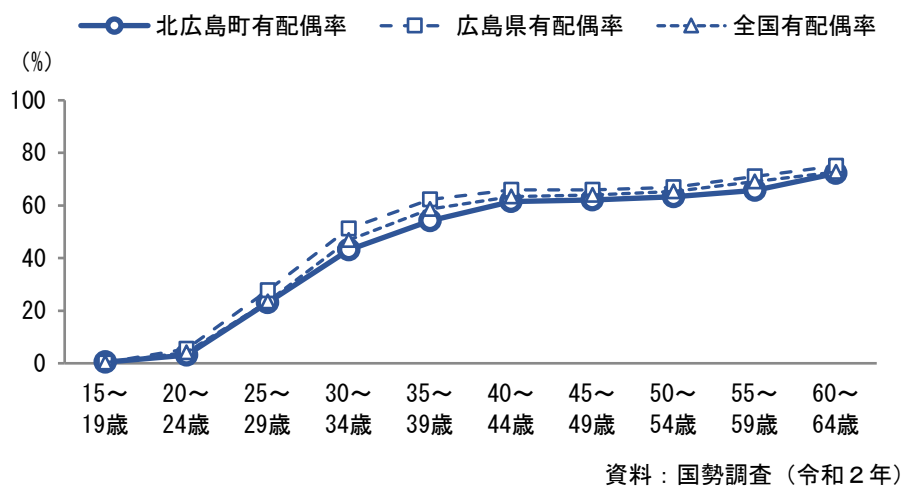
【転入と転出の比較（5歳階級別）】



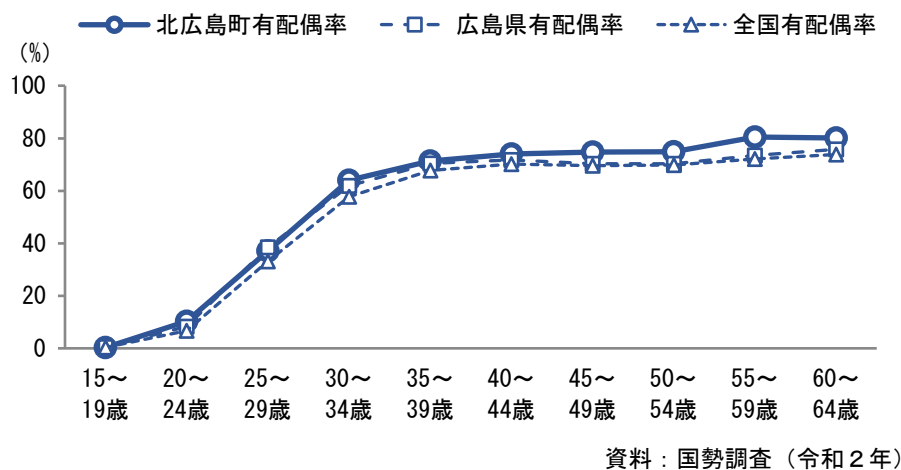
## 5 婚姻の状況

婚姻の状況を示す有配偶率について、子育てを主に担うと想定される25～44歳でみると、全国及び広島県と比較して、男性はやや低く、女性はやや高くなっています。

【有配偶率（男性）】



【有配偶率（女性）】

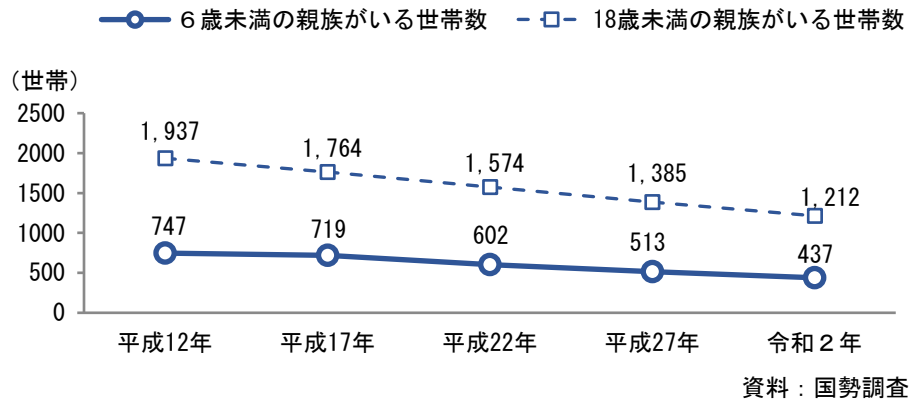


## 6 子どものいる世帯の状況

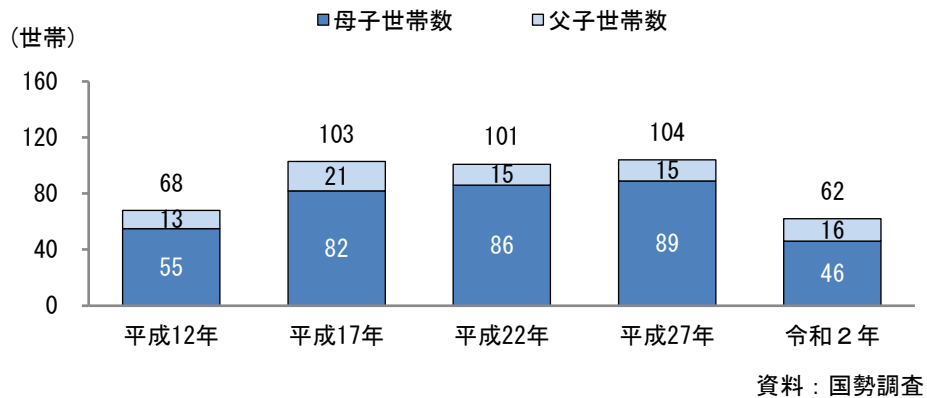
子どものいる世帯数は、年々減少しています。

また、ひとり親世帯数は、平成17(2005)年以降横ばいでしたが、令和2(2020)年では大幅に減少しています。

【子どものいる世帯数】



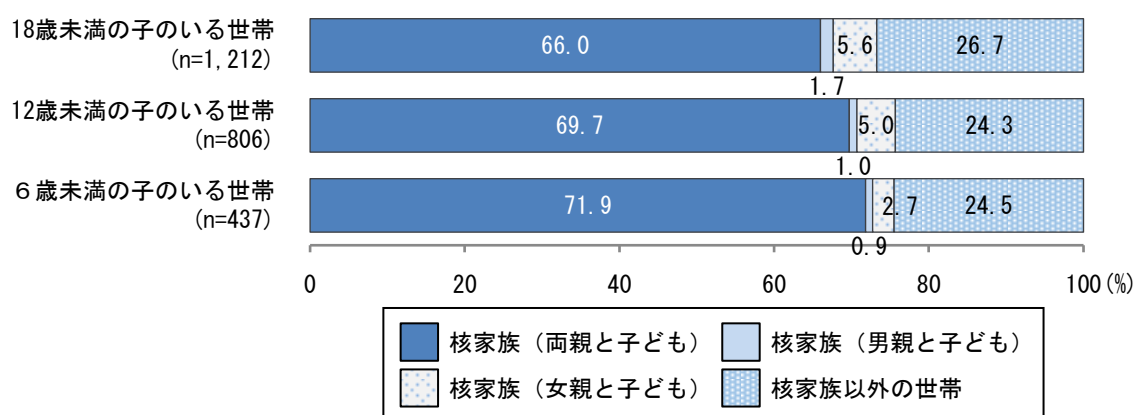
【ひとり親世帯数】



子どものいる世帯の家族形態をみると、18歳未満の子のいる世帯では73.3%が核家族世帯であり、そのうち7.3%がひとり親世帯となっています。

また、12歳未満の子のいる世帯では6.0%、6歳未満の子のいる世帯では3.6%がひとり親世帯となっています。

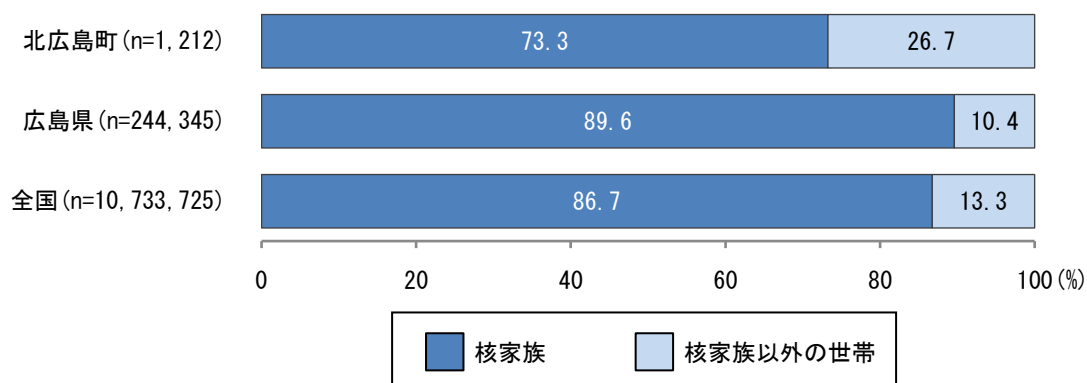
【子どものいる世帯の家族形態】



資料：国勢調査（令和2年）

18歳未満の子のいる世帯に占める核家族世帯の割合は、全国及び広島県と比較して低くなっています。

【18歳未満の子のいる世帯に占める核家族世帯の割合】



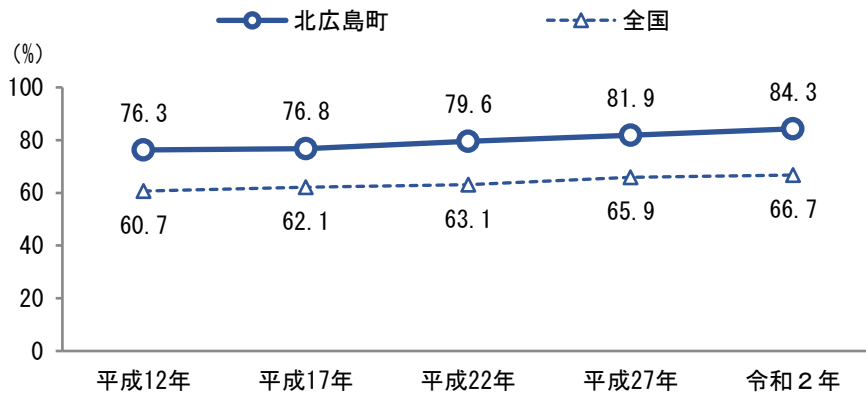
資料：国勢調査（令和2年）

## 7 女性の就労状況

子育てを主に担うと想定される女性(25～44歳)の就業率をみると、年々増加傾向で全国平均よりも高く推移しており、平成27(2015)年以降は80.0%を超えています。

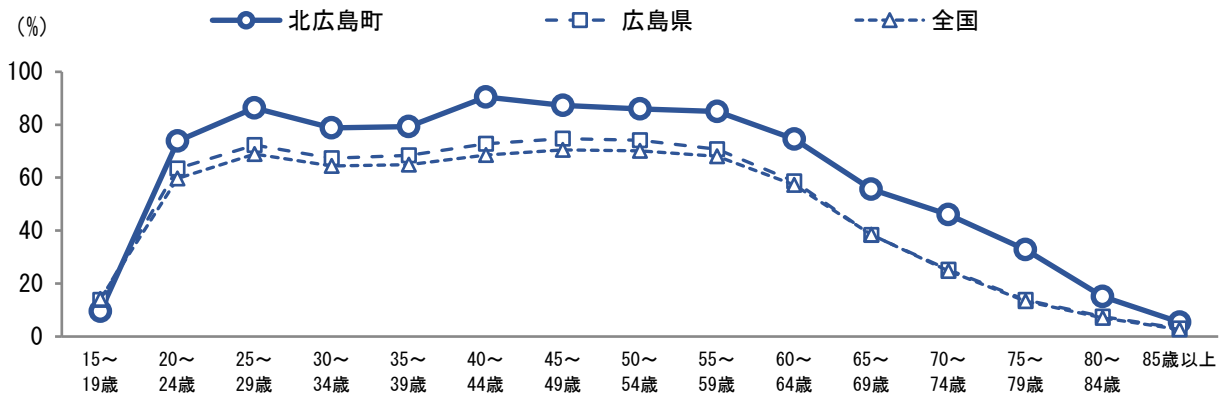
また、女性の就業率を年齢別にみると、全国及び広島県と比較して、全年齢で高くなっています。

【女性の就業率（25～44歳）】



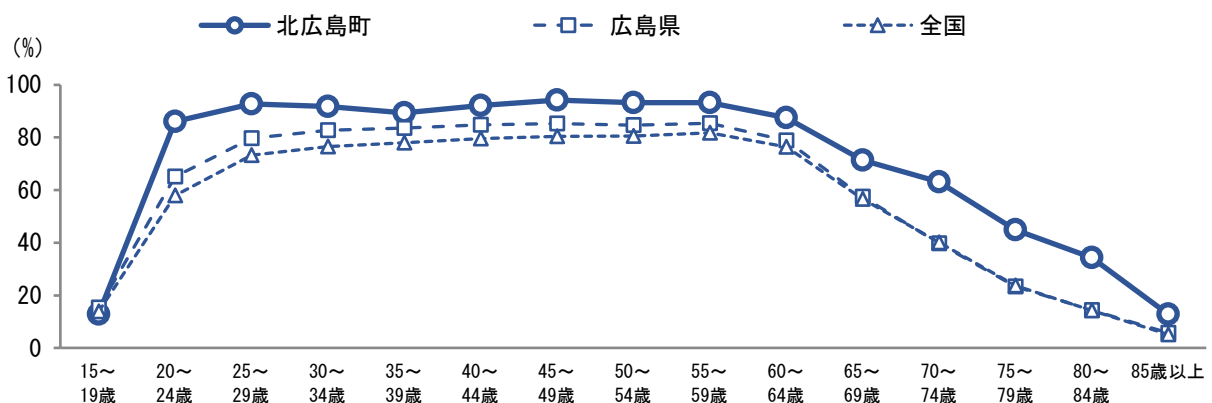
資料：国勢調査

【女性の就業率（5歳階級別）】



資料：国勢調査（令和2年）

【(参考) 男性の就業率（5歳階級別）】



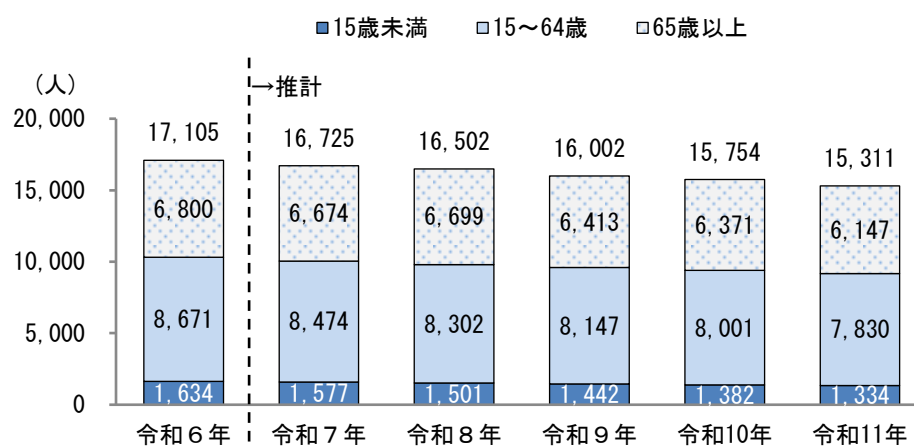
資料：国勢調査（令和2年）



## 8 人口の推計

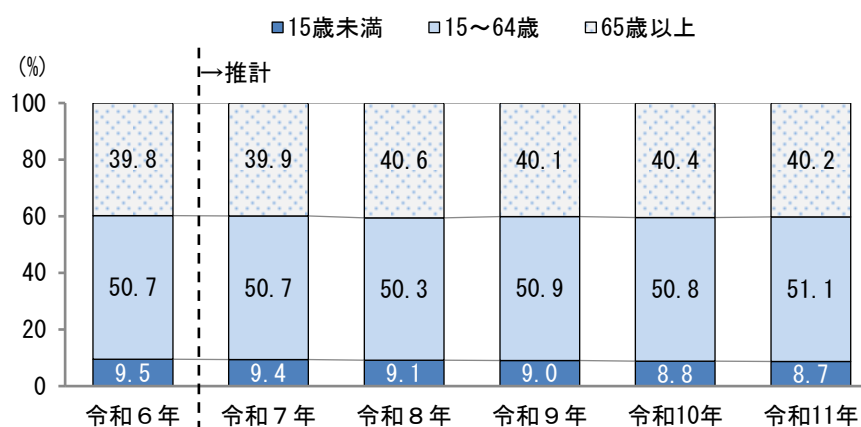
本計画期間中の人口推計をみると、全体の人口減少は進行しますが、年齢三区分別人口の割合は概ね横ばいで推移することが予想されます。

【人口の推移（推計）】



資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

【人口の割合（推計）】



資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

## 9 子どもの人口推計

本計画期間中の子どもの人口推計をみると、出生数の減少に伴い子どもの人口も年々減少していくことが考えられます。

【子どもの人口推計】

(人)

|               | 実績           | 本計画期間中の推計    |              |              |              |              |
|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|               | 令和6年         | 令和7年         | 令和8年         | 令和9年         | 令和10年        | 令和11年        |
| 0歳            | 71           | 73           | 70           | 69           | 66           | 64           |
| 1歳            | 90           | 72           | 74           | 71           | 70           | 67           |
| 2歳            | 100          | 93           | 75           | 77           | 74           | 73           |
| 3歳            | 82           | 100          | 93           | 75           | 77           | 74           |
| 4歳            | 87           | 84           | 102          | 95           | 77           | 79           |
| 5歳            | 99           | 87           | 84           | 102          | 95           | 77           |
| <b>未就学児 計</b> | <b>529</b>   | <b>509</b>   | <b>498</b>   | <b>489</b>   | <b>459</b>   | <b>434</b>   |
| 6歳            | 133          | 99           | 87           | 84           | 102          | 95           |
| 7歳            | 101          | 130          | 97           | 85           | 82           | 100          |
| 8歳            | 111          | 99           | 128          | 95           | 83           | 80           |
| 9歳            | 115          | 110          | 98           | 127          | 94           | 82           |
| 10歳           | 113          | 115          | 110          | 98           | 127          | 94           |
| 11歳           | 128          | 114          | 116          | 111          | 99           | 128          |
| <b>小学生 計</b>  | <b>701</b>   | <b>667</b>   | <b>636</b>   | <b>600</b>   | <b>587</b>   | <b>579</b>   |
| 12歳           | 128          | 126          | 112          | 114          | 109          | 97           |
| 13歳           | 146          | 128          | 126          | 112          | 114          | 109          |
| 14歳           | 130          | 147          | 129          | 127          | 113          | 115          |
| <b>中学生 計</b>  | <b>404</b>   | <b>401</b>   | <b>367</b>   | <b>353</b>   | <b>336</b>   | <b>321</b>   |
| 15歳           | 149          | 126          | 142          | 125          | 123          | 110          |
| 16歳           | 137          | 149          | 126          | 142          | 125          | 123          |
| 17歳           | 137          | 135          | 147          | 124          | 140          | 123          |
| <b>高校生 計</b>  | <b>423</b>   | <b>410</b>   | <b>415</b>   | <b>391</b>   | <b>388</b>   | <b>356</b>   |
| <b>合計</b>     | <b>2,057</b> | <b>1,987</b> | <b>1,916</b> | <b>1,833</b> | <b>1,770</b> | <b>1,690</b> |

資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

## 【北広島町をめぐる現状】

### 1. 人口の減少・少子高齢化の進行

北広島町の人口は年々減少しており、人口の自然減・転出超過が続いています。15歳未満の人口は全人口の10.0%未満、子育てを主に担うと想定される25～44歳の人口も他の世代より少なくなっています。また、65歳以上の人口は減少していますが、人口全体に占める高齢者の割合は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

若者の移住・定住支援やIターン・Uターンの促進、雇用の創出等、人口増加のための取組を引き続き行う必要があります。

人口減少に伴い子どものいる世帯も年々減少していますが、全世帯に占める核家族世帯の割合は全国及び広島県と比較して低くなっています。父母のみの子育てではなく、子育てに協力できる祖父母等の親族が同居している世帯が多いことがうかがえます。

一方で、近くに頼れる親族等がない核家族世帯が子育てで孤立しないよう、地域で子育てを支援する体制づくりが求められます。

### 2. 県内でも高い合計特殊出生率

北広島町の出生率は全国平均や県平均を下回って推移していますが、女性が一生のうちに出産する子どもの数を示す指数として用いられる合計特殊出生率は1.70と全国平均や県平均よりも高い数値となっています。

しかし、自然増と自然減の境目とされる2.07を下回っており、また北広島町は都市部よりも女性人口自体が少ないため、出生数は変化せず、今後も少子化が進んでいくものと考えられます。

### 3. 子育て世代の高い就業率

有配偶率は全国及び広島県と大きな差はみられませんが、子育て世代の就業率は男女ともに全国及び広島県よりも高い割合で推移しており、働きながら子育てを行う家庭が多くなっていることがうかがえます。共働き世帯のニーズに応じた保育サービスや小学生のいる家庭への支援を充実させ、切れ目なく安心して子育てができる環境づくりが求められます。



## 第3章

教育・保育事業、  
子育て支援サービス等の状況



## 第3章 教育・保育事業、子育て支援サービス等の状況

### 1 幼児教育・保育サービスの状況

#### ■町内の認定こども園・保育所

認定こども園は7か所(私立7)、保育所は3か所(公立2、私立1)となっています。

| 地区      | 名称        | 施設の種類    | 1号認定<br>定員(人) | 2号認定<br>定員(人) | 3号認定<br>定員(人) |
|---------|-----------|----------|---------------|---------------|---------------|
| 芸北      | さつきヶ丘こども園 | 私立認定こども園 | 10            | 10            | 10            |
| 大朝      | 大朝こども園    | 私立認定こども園 | 13            | 12            | 15            |
| 千代田     | 蔵迫こども園    | 私立認定こども園 | 15            | 30            | 25            |
|         | 壬生こども園    | 私立認定こども園 | 15            | 40            | 25            |
|         | ルンビニこども園  | 私立認定こども園 | 15            | 48            | 27            |
|         | 南方保育所     | 公立認可保育所  | —             | 20            | 10            |
|         | 本地保育所     | 公立認可保育所  | —             | 20            | 10            |
| 豊平      | 都谷こども園    | 私立認定こども園 | 5             | 15            | 5             |
|         | 認定こども園ふたば | 私立認定こども園 | 3             | 9             | 8             |
|         | 吉坂保育所     | 私立認可保育所  | —             | 13            | 7             |
| 定員総数(人) |           |          | 76            | 217           | 142           |

(令和6年4月1日時点)

北広島町内の  
認定こども園・保育所マップ



■ 1号認定（3～5歳／認定こども園を利用）

|          | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 設置数（か所）  | 7    | 7    | 7    | 7    | 7    |
| 公立       | —    | —    | —    | —    | —    |
| 私立       | 7    | 7    | 7    | 7    | 7    |
| 定員数（人）   | 67   | 67   | 77   | 76   | 76   |
| 公立       | —    | —    | —    | —    | —    |
| 私立       | 67   | 67   | 77   | 76   | 76   |
| 入所児童数（人） | 59   | 61   | 64   | 74   | 57   |
| 公立       | —    | —    | —    | —    | —    |
| 私立       | 59   | 61   | 64   | 74   | 57   |
| 在籍率（％）   | 88   | 91   | 83   | 97   | 75   |
| 公立       | —    | —    | —    | —    | —    |
| 私立       | 88   | 91   | 83   | 97   | 75   |

（各年4月1日時点）

■ 2号認定（3～5歳／認定こども園・保育所を利用）

令和2(2020)年度末に2公立保育所、令和3(2021)年度末に1公立保育所を閉所しました。

|          | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 設置数（か所）  | 13   | 11   | 10   | 10   | 10   |
| 公立       | 5    | 3    | 2    | 2    | 2    |
| 私立       | 8    | 8    | 8    | 8    | 8    |
| 定員数（人）   | 336  | 306  | 271  | 253  | 217  |
| 公立       | 129  | 99   | 69   | 69   | 40   |
| 私立       | 207  | 207  | 202  | 184  | 177  |
| 入所児童数（人） | 275  | 285  | 258  | 237  | 203  |
| 公立       | 69   | 58   | 41   | 30   | 24   |
| 私立       | 206  | 227  | 217  | 207  | 179  |
| 在籍率（％）   | 82   | 93   | 95   | 94   | 94   |
| 公立       | 53   | 59   | 59   | 43   | 60   |
| 私立       | 100  | 110  | 107  | 113  | 101  |

（各年4月1日時点）



## ■ 3号認定（0歳／認定こども園・保育所を利用）

令和2(2020)年度末に2公立保育所、令和3(2021)年度末に1公立保育所を閉所しました。

|          | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 設置数（か所）  | 13   | 11   | 10   | 10   | 10   |
| 公立       | 5    | 3    | 2    | 2    | 2    |
| 私立       | 8    | 8    | 8    | 8    | 8    |
| 定員数（人）   | 35   | 33   | 32   | 32   | 29   |
| 公立       | 7    | 5    | 4    | 4    | 4    |
| 私立       | 28   | 28   | 28   | 28   | 25   |
| 入所児童数（人） | 14   | 15   | 24   | 13   | 8    |
| 公立       | 4    | 3    | 2    | 0    | 1    |
| 私立       | 10   | 12   | 22   | 13   | 7    |
| 在籍率（％）   | 40   | 45   | 75   | 41   | 28   |
| 公立       | 57   | 60   | 50   | 0    | 25   |
| 私立       | 36   | 43   | 79   | 46   | 28   |

（各年4月1日時点）

## ■ 3号認定（1～2歳／認定こども園・保育所を利用）

令和2(2020)年度末に2公立保育所、令和3(2021)年度末に1公立保育所を閉所しました。

|          | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 設置数（か所）  | 13   | 11   | 10   | 10   | 10   |
| 公立       | 5    | 3    | 2    | 2    | 2    |
| 私立       | 8    | 8    | 8    | 8    | 8    |
| 定員数（人）   | 147  | 129  | 115  | 114  | 113  |
| 公立       | 44   | 26   | 17   | 17   | 16   |
| 私立       | 103  | 103  | 98   | 97   | 97   |
| 入所児童数（人） | 165  | 125  | 109  | 126  | 136  |
| 公立       | 33   | 23   | 18   | 21   | 14   |
| 私立       | 132  | 102  | 91   | 105  | 122  |
| 在籍率（％）   | 112  | 97   | 95   | 111  | 120  |
| 公立       | 75   | 88   | 106  | 124  | 88   |
| 私立       | 128  | 99   | 93   | 108  | 126  |

（各年4月1日時点）

## 2 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)の状況

### ■地域子育て支援センターの状況

| 名称                   | 実施場所                 | 事業内容                                                                                                     |
|----------------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 芸北子育て支援センター          | 認定こども園<br>さつきヶ丘こども園内 | 園庭開放<br>子育て相談・妊婦育児相談<br>なかまいいり<br>面接・電話相談<br>ママ友クラブ<br>園児交流                                              |
| 大朝子育て支援センター          | 認定こども園<br>大朝こども園内    | 園庭開放<br>子育て相談・妊婦育児相談<br>わくわく広場（育児講座）<br>ぽかぽかカフェ（食育）<br>おたのしみ会<br>ZOOMでおしゃべり会                             |
| 千代田子育て支援センター<br>すこやか | 認定こども園<br>ルンビニこども園近く | 子育て親子の交流の場<br>子育て相談・妊婦育児相談<br>育児講座<br>情報提供                                                               |
| 豊平子育て支援センター<br>ルンルン  | 認定こども園ふたば内           | 子育てルンルン（園庭開放）<br>ルンルン通信の発行（月1回）<br>子育て相談・妊婦育児相談<br>リフレッシュ講座<br>親子でたのしむ会<br>おたのしみ会<br>サークル支援（ふたご・みつごサークル） |

（令和6年4月1日時点）

### 3 北広島町子育て世代包括支援センター『ネウボラきたひろしま「てごてご」』

妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うことを目的とし、平成30(2018)年4月1日に北広島町子育て世代包括支援センター『ネウボラきたひろしま「てごてご」』を、北広島町役場及び各地域子育て支援センターに開設しました。『ネウボラきたひろしま「てごてご」』では、母子保健サービス分野と子育てサービス分野が協働で子育て世帯をサポートしています。

#### ■ネウボラ保健師

子どもの健やかな成長のために、役場の関係部署、町内の認定こども園・保育所や学校、医療機関等とのつなぎ役を行い、乳幼児健診等の母子保健事業にも参加します。

#### ■ネウボラ助産師

妊娠期から子育てをサポートするとともに、各地域の妊婦育児相談や乳児健診に参加し、助産師としての相談やアドバイスをを行います。

#### ■ネウボラ保育士

安心して子育てできるように、子育てに関する相談に応じます。

また、子育て支援サービスについての情報提供や子育ての支援者の育成を行います。他にも、認定こども園・保育所の入所についての相談にも応じます。

### 4 きたひろこども家庭センターの設置

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和四年六月十五日法律第六十六号)により、児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点(虐待対応)」と、母子保健法に基づく「子育て世帯包括支援センター(ネウボラ)」の組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う機関「こども家庭センター」を令和6(2024)年4月に各市町村に設置するよう努力義務化されました。

北広島町では、児童福祉業務と母子保健業務を一体的に提供するために組織再編を行い、令和6(2024)年4月に「こども家庭課」を設置しました。これを「きたひろこども家庭センター」と称します。

児童福祉業務と母子保健業務を一体的に提供することにより、児童虐待対応の強化はもとより、妊娠期から子育て期に至るまで、子育て世帯に対し切れ目のない相談支援体制の強化を図っています。

## 5 小学生への支援サービス

### ■放課後児童クラブの設置状況

保護者が仕事等で昼間家にいない小学生を預かり、健全な育成を担う子育て支援事業です。  
現在、北広島町には放課後児童クラブが9か所あります。

| 地区  | 名称          | 定員（人） |
|-----|-------------|-------|
| 芸北  | 芸北放課後児童クラブ  | 30    |
| 大朝  | 大朝放課後児童クラブ  | 55    |
| 千代田 | 千代田放課後児童クラブ | 70    |
|     | 壬生放課後児童クラブ  | 65    |
|     | 八重東放課後児童クラブ | 55    |
|     | 本地放課後児童クラブ  | 45    |
| 豊平  | 都谷児童クラブ     | 30    |
|     | ふたば児童クラブ    | 30    |
|     | みなみ児童クラブ    | 40    |

（令和6年4月1日時点）

### ■放課後児童クラブの利用状況

|          | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 設置数（か所）  | 9    | 9    | 9    | 9    | 9    |
| 利用児童数（人） | 328  | 315  | 307  | 323  | 347  |
| 1年生      | 69   | 85   | 78   | 81   | 91   |
| 2年生      | 71   | 70   | 77   | 76   | 76   |
| 3年生      | 60   | 63   | 61   | 70   | 63   |
| 4年生      | 62   | 49   | 45   | 50   | 57   |
| 5年生      | 42   | 32   | 27   | 31   | 38   |
| 6年生      | 24   | 16   | 19   | 15   | 22   |

（各年4月1日時点）

## 6 小学校・中学校の状況

### ■小学校の状況

令和2(2020)年度末に公立小学校1校を閉校しました。

|        | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--------|------|------|------|------|------|
| 学校数(校) | 9    | 8    | 8    | 8    | 8    |
| 児童数(人) | 810  | 770  | 764  | 711  | 694  |
| 1年生    | 114  | 118  | 124  | 103  | 130  |
| 2年生    | 128  | 115  | 118  | 118  | 101  |
| 3年生    | 134  | 127  | 115  | 118  | 112  |
| 4年生    | 146  | 131  | 127  | 113  | 116  |
| 5年生    | 131  | 147  | 132  | 127  | 110  |
| 6年生    | 157  | 132  | 148  | 132  | 125  |

※令和6(2024)年は義務教育学校(前期)を含む。

(各年5月1日時点)

### ■中学校の状況

|        | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--------|------|------|------|------|------|
| 学校数(校) | 4    | 4    | 4    | 4    | 4    |
| 児童数(人) | 397  | 391  | 389  | 383  | 358  |
| 1年生    | 132  | 138  | 118  | 124  | 116  |
| 2年生    | 121  | 132  | 139  | 120  | 122  |
| 3年生    | 144  | 121  | 132  | 139  | 120  |

※令和6(2024)年は義務教育学校(後期)を含む。

(各年5月1日時点)

### ■いじめ・不登校の状況

|                   |     | 実績値   |       |       |       | 参考値                |
|-------------------|-----|-------|-------|-------|-------|--------------------|
|                   |     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(9月30日時点) |
| いじめ認知<br>件数(件)    | 小学生 | 63    | 91    | 80    | 44    | 19                 |
|                   | 中学生 | 20    | 21    | 12    | 10    | 14                 |
|                   | 合計  | 83    | 112   | 92    | 54    | 33                 |
| 不登校<br>児童数<br>(人) | 小学生 | 13    | 15    | 24    | 8     | 6                  |
|                   | 中学生 | 26    | 16    | 19    | 31    | 26                 |
|                   | 合計  | 39    | 31    | 43    | 39    | 32                 |

※不登校児童生徒とは、30日以上欠席したもの(病欠欠席を除く)

(各年度3月31日時点)

## 7 相談事業の状況

### ■健康相談事業の状況

|      |              | 実績値   |       |       |       | 参考値                |
|------|--------------|-------|-------|-------|-------|--------------------|
|      |              | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(9月30日時点) |
| 乳児相談 | 実施回数<br>(回)  | 38    | 37    | 45    | 48    | 29                 |
|      | 延参加者数<br>(人) | 161   | 128   | 186   | 198   | 139                |
| 幼児相談 | 実施回数<br>(回)  | 49    | 49    | 57    | 57    | 31                 |
|      | 延参加者数<br>(人) | 64    | 169   | 180   | 200   | 137                |

(各年度3月31日時点)

### ■家庭児童相談の状況

|           |                  | 実績値   |       |       |       | 参考値                |
|-----------|------------------|-------|-------|-------|-------|--------------------|
|           |                  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(9月30日時点) |
| 相談件数(延件数) |                  | 250   | 141   | 179   | 199   | 132                |
|           | 養育相談<br>(虐待・その他) | 30    | 39    | 36    | 40    | 22                 |
|           | 保健相談             | 0     | 0     | 0     | 0     | 0                  |
|           | 障がい相談            | 2     | 13    | 13    | 8     | 4                  |
|           | 非行相談             | 0     | 0     | 0     | 0     | 0                  |
|           | 育成相談             | 83    | 76    | 102   | 96    | 54                 |
|           | その他              | 135   | 13    | 28    | 55    | 52                 |

(各年度3月31日時点)

## ■虐待の状況

|       |            | 実績値   |       |       |       | 参考値                |
|-------|------------|-------|-------|-------|-------|--------------------|
|       |            | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(9月30日時点) |
| 通告件数  | 実件数<br>(件) | 30    | 38    | 36    | 40    | 22                 |
| 非該当件数 | 実件数<br>(件) | 0     | 1     | 0     | 0     | 0                  |
| 虐待件数  | 実件数<br>(件) | 30    | 37    | 36    | 40    | 22                 |
| 処遇数   | 実件数<br>(件) | 30    | 38    | 36    | 40    | 22                 |

(各年度3月31日時点)

## 8 経済的支援の状況

### ■各種手当の状況

|              |             | 実績値   |       |       |       | 参考値                |
|--------------|-------------|-------|-------|-------|-------|--------------------|
|              |             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(9月30日時点) |
| 児童手当         | 対象者数<br>(人) | 1,740 | 1,684 | 1,605 | 1,525 | 1,467              |
|              | 受給者数<br>(人) | 937   | 903   | 853   | 819   | 824                |
| 児童<br>扶養手当   | 受給者数<br>(人) | 117   | 115   | 102   | 99    | 97                 |
| 特別児童<br>扶養手当 | 対象者数<br>(人) | 35    | 22    | 21    | 22    | 22                 |
|              | 受給者数<br>(人) | 33    | 21    | 19    | 22    | 22                 |
| 障害児<br>福祉手当  | 受給者数<br>(人) | 4     | 3     | 3     | 3     | 3                  |

(各年度3月31日時点)

### ■各種助成の状況

|                      |             | 実績値    |        |        |        | 参考値                |
|----------------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------------------|
|                      |             | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度<br>(9月30日時点) |
| 乳幼児等<br>医療費助成        | 対象者数<br>(人) | 531    | 516    | 592    | 559    | 524                |
|                      | 助成<br>延件数   | 6,683  | 8,399  | 8,389  | 9,983  | 4,003              |
| 子ども<br>医療費助成         | 対象者数<br>(人) | 1,584  | 1,238  | 1,231  | 1,428  | 1,398              |
|                      | 助成<br>延件数   | 10,972 | 11,430 | 11,138 | 14,142 | 7,225              |
| ひとり親<br>家庭等<br>医療費助成 | 対象者数<br>(人) | 287    | 295    | 245    | 233    | 225                |
|                      | 助成<br>延件数   | 2,870  | 3,113  | 3,452  | 3,381  | 1,513              |

(各年度3月31日時点)



## 第4章

ニーズ調査結果について



## 第4章 ニーズ調査結果について

本計画を策定するにあたり、子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するため、ニーズ調査を実施しました。

なお、国が示す必須の調査項目の他に北広島町独自の調査項目を加えて、北広島町の子育て世帯の意向をより把握できるように工夫しました。

### ●ニーズ調査を実施する趣旨

「子ども・子育て支援法」において、各市町村の人口構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用状況や利用希望等を踏まえて計画を策定する必要があると定められています。

そこで、計画の策定にあたり、現在の利用状況や今後の利用意向を把握するため、ニーズ調査を実施し、そこで得られたデータから教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが義務づけられています。

## 1 調査概要

| 調査対象    | 未就学児が属する世帯                  | 小学生が属する世帯 |
|---------|-----------------------------|-----------|
| 抽出方法    | 令和5年9月末日時点の住民基本台帳をもとに全対象を調査 |           |
| 配布数     | 436                         | 526       |
| 有効回収数   | 194                         | 237       |
| 回収率     | 44.5%                       | 45.1%     |
| 配布・回収方法 | 郵送による配布及び回収                 |           |
| 調査期間    | 令和5年10月19日～11月6日            |           |



## 2 結果概要

### (1) 母親・父親の現在の就労状況(未就学児・小学生)

保護者の現在の就労状況について、未就学児を持つ母親ではフルタイムまたはパート・アルバイト等で就労しているとの回答は63.9%、働いていないまたは産休／出生時育児休業・育休・介護休業中との回答は33.5%となっています。

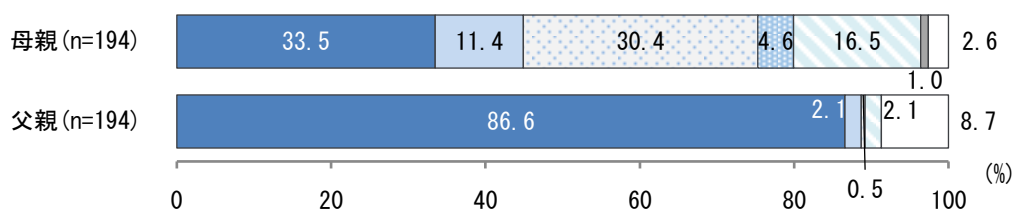
未就学児を持つ父親ではフルタイムで就労しているとの回答は86.6%、働いていないまたは出生時育児休業・育休・介護休業中との回答は4.2%となっています。

小学生を持つ母親ではフルタイムまたはパート・アルバイト等で就労しているとの回答は85.7%、働いていないまたは産休／出生時育児休業・育休・介護休業中との回答は9.2%となっています。

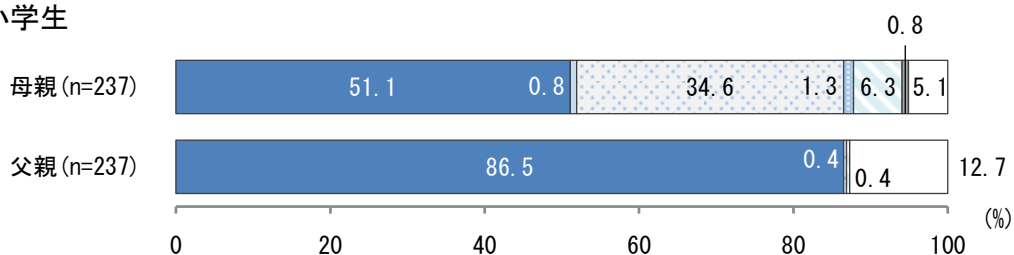
小学生を持つ父親ではフルタイムまたはパート・アルバイト等で就労しているとの回答は86.9%、働いていないとの回答は0.4%となっています。

#### 【母親・父親の現在の就労状況】

##### ■未就学児



##### ■小学生

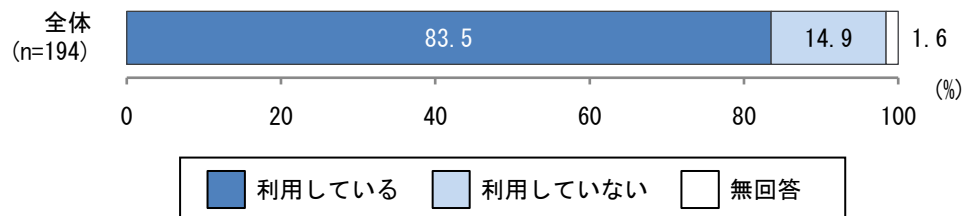


- フルタイムで就労しており、産休／出生時育児休業・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休／出生時育児休業・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休／出生時育児休業・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休／出生時育児休業・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

## (2) 平日の「定期的な教育・保育事業」の利用状況(未就学児)

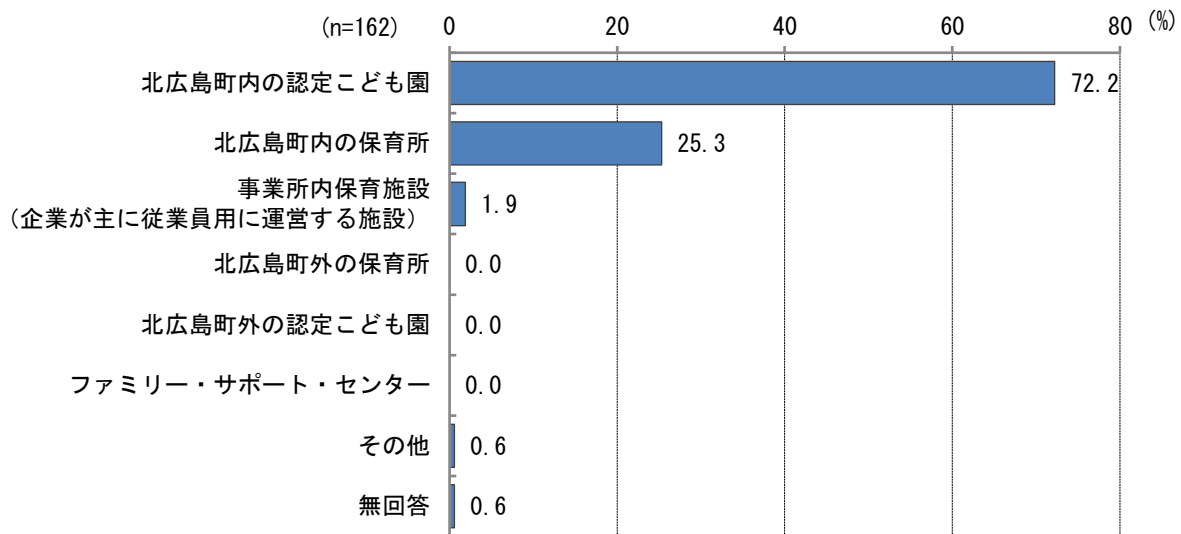
「定期的な教育・保育事業」の利用状況について、「利用している」が83.5%、「利用していない」が14.9%となっています。

【「定期的な教育・保育事業」の利用状況】



利用している「定期的な教育・保育事業」の種類について、「北広島町内の認定こども園」との回答が72.2%と最も高く、次いで、「北広島町内の保育所」(25.3%)などの順となっています。

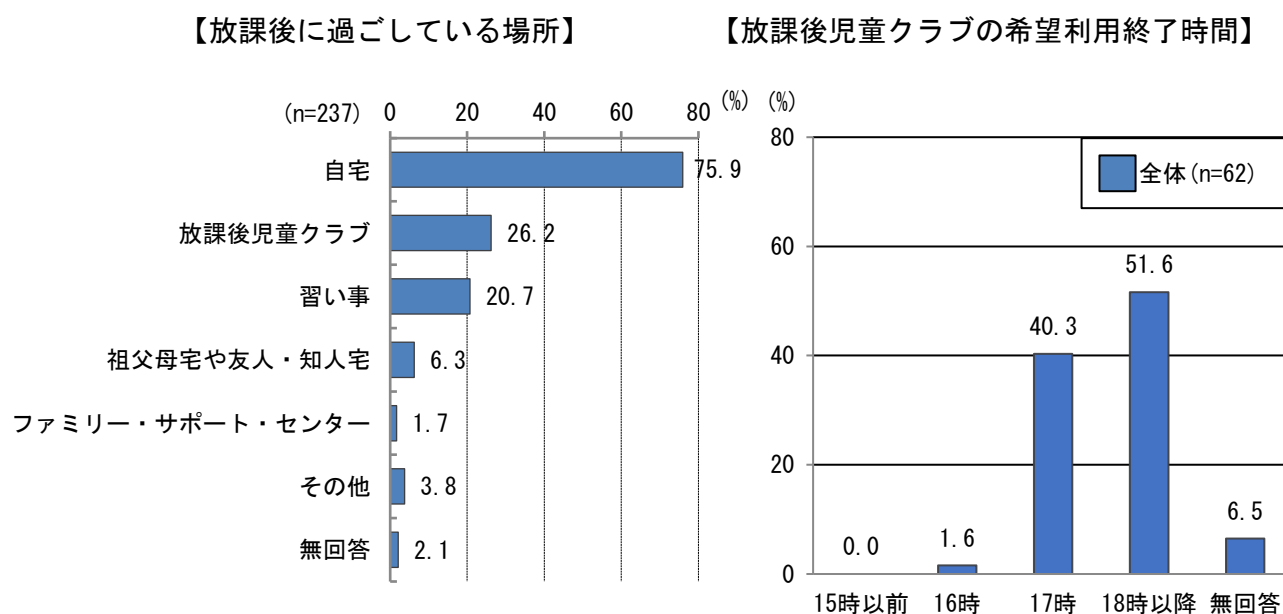
【利用している「定期的な教育・保育事業」の種類】(複数回答)



### (3)放課後児童クラブの利用状況(小学生)

放課後に過ごしている場所について、「自宅」との回答が75.9%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」(26.2%)、「習い事」(20.7%)などの順となっています。

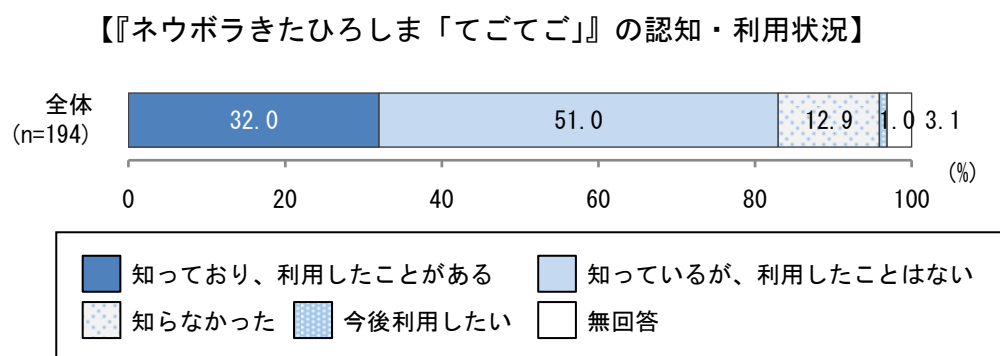
放課後児童クラブの希望する利用終了時間について、「18時以降」との回答が51.6%と最も高く、次いで「17時」(40.3%)、「16時」(1.6%)の順となっています。



### (4)「てごてご」の認知・利用状況(未就学児)

『ネウボラきたひろしま「てごてご」』の認知・利用状況について、「知っている」との回答は8割を超えています。

一方で、「知っており、利用したことがある」との回答は32.0%、「知っているが、利用したことはない」との回答は51.0%となっています。



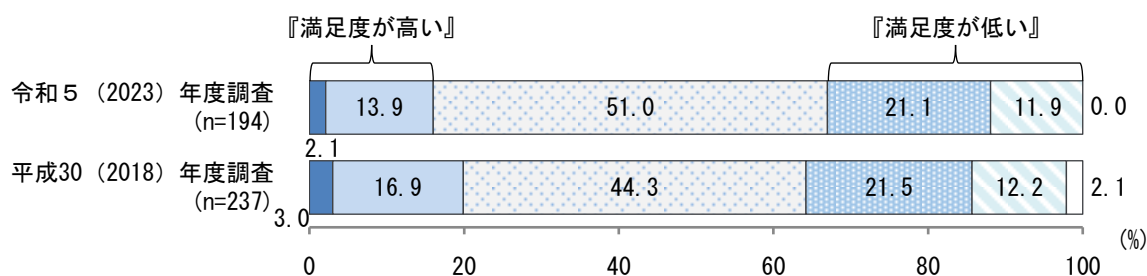
## (5)子育て支援の満足度(未就学児・小学生)

北広島町の子育ての環境や支援への満足度について、未就学児では『満足度が高い』(「満足度が高い」+「満足度が少し高い」)が16.0%、『満足度が低い』(「満足度が低い」+「満足度が少し低い」)が33.0%、「ふつう」が51.0%となっています。

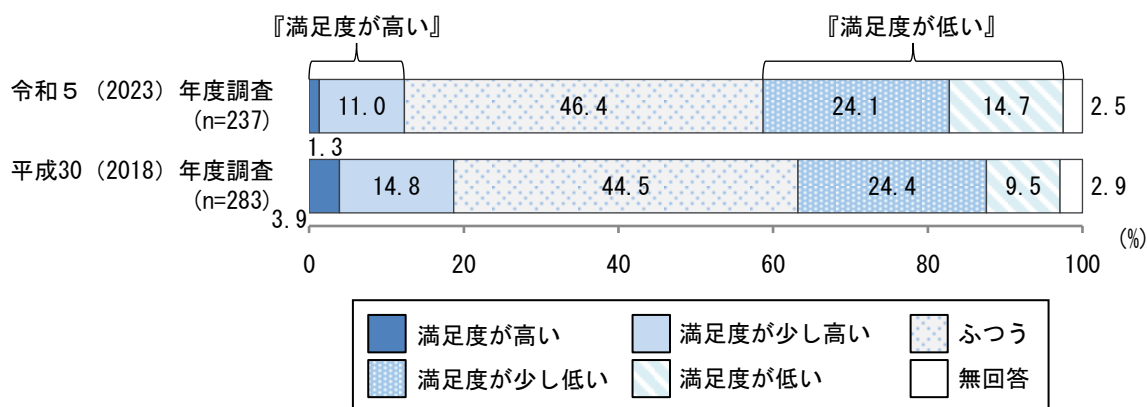
小学生では『満足度が高い』(「満足度が高い」+「満足度が少し高い」)が12.3%、『満足度が低い』(「満足度が低い」+「満足度が少し低い」)が38.8%、「ふつう」が46.4%となっています。

## 【北広島町の子育ての環境や支援への満足度】

## ■未就学児



## ■小学生



北広島町に充実を図ってほしい子育て支援施策について、未就学児では「遊具の設置など、遊び場の充実」(77.8%)が最も高く、次いで「小児医療体制の整備・充実」(71.6%)、「児童手当・子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的支援の充実」(62.9%)などの順となっています。

小学生では「小児医療体制の整備・充実」(58.6%)が最も高く、次いで「遊具の設置など、遊び場の充実」(58.2%)、「児童手当・子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的支援の充実」(51.9%)などの順となっています。

【北広島町に充実を図ってほしい子育て支援施策（上位5項目）】

|     | 未就学児                            |       | 小学生                             |       |
|-----|---------------------------------|-------|---------------------------------|-------|
| 1 位 | 遊具の設置など、遊び場の充実                  | 77.8% | 小児医療体制の整備・充実                    | 58.6% |
| 2 位 | 小児医療体制の整備・充実                    | 71.6% | 遊具の設置など、遊び場の充実                  | 58.2% |
| 3 位 | 児童手当・子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的支援の充実 | 62.9% | 児童手当・子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的支援の充実 | 51.9% |
| 4 位 | 公園や歩道など、安心・安全なインフラの整備           | 62.4% | 公園や歩道など、安心・安全なインフラの整備           | 46.8% |
| 5 位 | 幼児教育・保育施設や、学校教育施設の整備と充実         | 41.2% | 幼児教育・保育施設や、学校教育施設の整備と充実         | 28.3% |



## (6)ニーズ調査から考えられる傾向と課題

## 保護者の就労状況

未就学児・小学生ともに父親の8割が就労しており、母親も未就学児ではパートタイム・アルバイトが多いものの、6割が就労しており、共働き世帯が多数となっている状況がうかがえます。

また、就労時間も8時間が最も多く、父母ともに長時間就労していることから、平日の定期的な教育・保育事業や放課後児童クラブの整備によって子育て世帯を支援していく必要があります。

## 未就学児童の「定期的な教育・保育事業」の利用について

「定期的な教育・保育事業」は8割の世帯が利用しており、現在利用している「定期的な教育・保育事業」は認定こども園が最も高く、次いで保育所となっています。

北広島町内の7か所(私立7)の認定こども園、3か所(公立2、私立1)の保育所によって、各家庭の子育てニーズに合わせた定期的な教育・保育事業を実施していきます。

## 小学生の放課後の過ごし方について

小学生が放課後過ごす場所について、放課後児童クラブは自宅に次いで多く過ごす場所となっています。放課後児童クラブの希望の利用終了時間は18時以降が最も高くなっており、共働き世帯が多いことから18時以降も子どもを預けることができる施設が求められています。

## 『ネウボラきたひろしま「てごてご」』の認知度と利用の状況

『ネウボラきたひろしま「てごてご」』を知っているとの回答は8割超と、前回調査の6割よりも増加しており、子育て世帯間での当施設の認知が広がっていることがわかります。

一方で「知っているが、利用したことはない」は5割となっており、今後は利用促進に関する取組を進める必要があります。

## 北広島町の子育て施策の満足度

北広島町での子育ての満足度は未就学児で16.0%、小学生で12.3%と前回調査(未就学児19.9%、小学生18.7%)よりも低下しています。

また、北広島町に期待することとしては、遊び場の充実や小児医療体制の整備・充実が上位となっています。

子育て施策の満足度を向上させるために、子育て環境の整備・子育て支援施策の充実を図る必要があります。



# 第5章

## 基本理念と施策体系



## 第5章 基本理念と施策体系

### 1 計画の基本理念

#### “ホッと”できる環境で、子どもが“すくすく”育つまち

「第2期北広島町子ども・子育て支援事業計画」では、「“ホッと”できる環境で、子どもが“すくすく”育つまち」を基本理念に掲げ、子どもが自立した大人へと健やかに成長できるよう、また、保護者や家族が北広島町で安心して子育てできる環境や地域づくり、そして各家庭への支援に取り組んできました。

近年、北広島町では人口減少と少子高齢化が急速に進行しており、また核家族化によって子育て世帯が孤立したり、子育てへの負担感が大きくなっています。さらに、子育て世帯の女性の就業率が全国及び広島県と比較して高く、共働き世帯も多くなっていることから、各子育て世帯のニーズに応じた更なる子育て支援施策の推進と提供体制の強化が求められます。

これらを踏まえ、「第3期北広島町子ども・子育て支援事業計画」では、第2期からの基本理念を継承し、引き続き「“ホッと”できる環境で、子どもが“すくすく”育つまち」を基本理念に掲げます。

子育てや子どもの成長を家族と地域で喜びあえる北広島町を目指して、子どもの最善の利益が優先される「こどもまんなか社会」の実現と、だれもが安心して子どもを産み育て、子ども自身がたくましく健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。



---

## 2 計画の基本目標

基本理念の実現のために現行計画の体系を見直し、引き続き次の3項目を基本目標として掲げます。

また、基本目標を達成するために第6章以降において、基本目標に対する具体的な取組を設定します。

### 基本目標1 安心して子育てできる環境づくり

- 子育て世帯のニーズに応じた幼児教育・保育事業の提供とともに、子育て支援サービスの充実を図ります。
- 保護者が仕事等で昼間家にいない小学生に対し、授業の終了後等に生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。
- 核家族化が進む中で、出産・子育てへの不安、子育てと仕事の両立への不安、子どもが健やかに成長できるのかなどの不安を抱える保護者への相談支援の充実を図ります。
- 子どもが健全に育つためには、保護者のライフスタイルの安定が欠かせないため、家庭の生活環境の改善を支援します。
- 子どもが安心して過ごせる居場所の充実を図り、子どもの安全への様々な配慮、少子化対策を推進します。

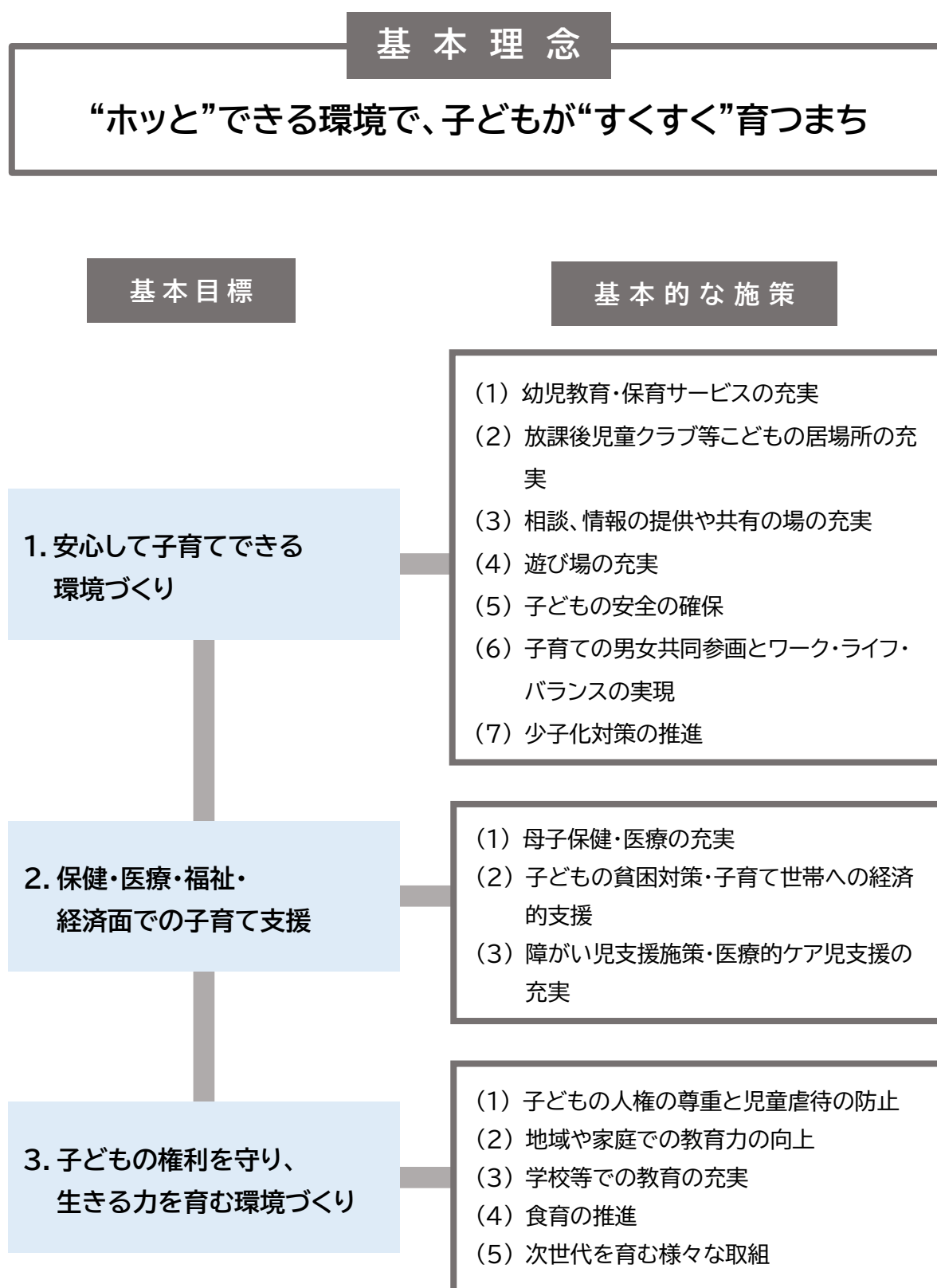
### 基本目標2 保健・医療・福祉・経済面での子育て支援

- 安心できる医療体制及び保健・福祉体制の構築をめざし、妊娠期から子育て期に至るまで切れ目のない支援を行います。
- 子どもの貧困対策・子育て世帯へ経済的負担軽減のための施策を行います。
- 障がいのある子どもがいる家庭やひとり親世帯への相談支援等により、子育てに対する不安や負担の軽減に努めます。

### 基本目標3 子どもの権利を守り、生きる力を育む環境づくり

- 子どもの人権を尊重し児童虐待を防止することは町や地域の責務であるため、関係機関等と連携して子どもの権利を守る様々な取組を進めます。
- 子どもが幸せになることは住民の願いであり、子どもが未来を切り開き、たくましく成長していくためには、様々な体験を通して生きる力を身につけることが必要です。地域や家庭、学校等における子どもへの教育が一層充実するように様々な取組を展開します。

### 3 施策体系







# 第6章

施策の展開



## 第6章 施策の展開

### 基本目標1 安心して子育てできる環境づくり

#### (1) 幼児教育・保育サービスの充実

- 公立保育所は、建築後45年を超えており、施設の老朽化や耐震安全性、施設機能に課題があります。また、出生数の減少や保育ニーズを踏まえ、子どもの安心と成長を保障する場として、保育所の適正な規模と配置の見直しが必要です。
- 認定こども園・保育所等で新たに創設される乳児等のための支援給付事業「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」を実施し、地域の子育て世帯を支援します。
- 「病児・病後児保育室 ユーカリ」で病児・病後児保育を実施しており、共働き世帯やひとり親世帯の就労機会の確保のため、引き続きサービスの提供に努めます。
- ファミリー・サポート・センター事業は、生後6か月から小学校6年生までの児童の預かりや送迎等の育児の応援を希望される方と、子育てを応援したい方の相互扶助の事業です。地域での助け合い、子育ての輪が広がるよう事業周知に努めます。

#### 【主な取組】

| 施策                                | 施策内容                                                                                                                    | 担当課             |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 「保育施設適正配置方針」を踏まえた施設の整備・充実         | 子育て世帯の保育ニーズを踏まえ、すべての子どもに質の高い就学前教育・保育を確保するため施設整備を図ります。また、再エネ、省エネの推進と新電力会社からの電力供給により、エネルギー費用の負担低減と受入環境の向上を図ります。           | こども家庭課<br>環境生活課 |
| 時間外保育事業<br>(延長保育事業)               | 11時間を超えて保育を行う延長保育事業を認定こども園・保育所で引き続き実施します。                                                                               | こども家庭課          |
| 一時預かり事業<br>(一時保育事業)               | 子育て世帯の様々なニーズに合わせて利用できるような体制づくりに努めます。                                                                                    | こども家庭課          |
| 【新規】<br>保育施設ICT化                  | 保護者、保育士等の負担を軽減するため、保育施設のICT化を推進します。                                                                                     | こども家庭課          |
| 【新規】<br>デジタル化の推進                  | 認定こども園・保育所の利用申し込み等をデジタル化することで、利便性の向上を図ります。                                                                              | こども家庭課          |
| 【新規】<br>乳児等通園支援事業<br>(こども誰でも通園制度) | 令和8年度から実施予定の乳児等通園支援事業は、生後6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもが、保護者の就労要件を問わず月に一定時間、時間単位で利用できる事業です。認定こども園・保育所等でニーズに対応できるよう体制整備を図ります。 | こども家庭課          |

| 施策                                    | 施策内容                                                                                                                                                                                     | 担当課           |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 病児・病後児保育事業                            | 「病児・病後児保育室 ユーカリ」では、保護者が仕事等により、病時期や病後に看護することができない子どもの保育を実施しています。引き続き事業の周知、利用促進を図ります。                                                                                                      | こども家庭課        |
| 多様な事業者の参入促進・能力活用事業<br>(障がい児保育事業)      | 保育を必要とする障がいのある子どもを認定こども園・保育所で受け入れ、集団保育を行う障がい児保育事業を進めます。実施にあたって、認定こども園・保育所の人員加配を行うなど、体制整備に努めます。<br>保護者の思いに寄り添い、子どもの障がい特性に合わせた支援ができるよう、個別支援計画を立て、認定こども園・保育所や療育センター等の専門機関と連携し切れ目のない支援を行います。 | 福祉課<br>こども家庭課 |
| 「保育の質」の確保・向上と人材の確保                    | 保育士の専門性の向上と質の高い人材を確保するため、保育士等キャリアアップ研修をはじめとした研修機会の確保と研修参加への体制強化を推進します。                                                                                                                   | こども家庭課        |
| 保育カリキュラムの充実                           | 保育ニーズの多様化を踏まえ、保育指針に基づく保育計画等、各認定こども園・保育所の独自性を創出し、特色のある保育施設をめざします。                                                                                                                         | こども家庭課        |
| 子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター事業の充実) | 子どもの預かり等の育児の応援を希望する乳幼児や小学生の保護者(依頼会員)と、子育てを応援したい方(提供会員)との相互扶助活動の支援と利用の周知、促進を図ります。                                                                                                         | こども家庭課        |
| 【新規】<br>子育て短期支援事業<br>(ショートステイ)        | 保護者の疾病や仕事等により児童の養育が困難になった場合や、育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を一時的に児童養護施設等で預かる事業です。必要に応じ、広域連携等で対応します。                                                                                    | こども家庭課        |
| 【新規】<br>子育て短期支援事業<br>(トワイライトステイ)      | 保護者が仕事等により平日の夜間や休日に不在となり、児童を養育することが困難となった場合、またはその他緊急の場合において、児童を児童養護施設等で預かる事業です。必要に応じ、広域連携等で対応します。                                                                                        | こども家庭課        |

## (2)放課後児童クラブ等こどもの居場所の充実

- 国が示す「放課後児童対策パッケージ」の趣旨に基づき、共働き世帯やひとり親世帯等のいわゆる「小1の壁」の打破と、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の質と量の確保・内容の充実に努めます。
- 不登校や支援が必要な家庭等が増加する中、子どもが安心・安全に過ごせる居場所づくりの整備を進めます。

## 【主な取組】

| 施策                                  | 施策内容                                                                                                                                                            | 担当課           |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 放課後児童健全育成事業<br>(ニーズに応じた放課後児童クラブの運営) | 適正な定員数の見直しをはじめ、入所児童の多様な学童保育ニーズに対応する放課後児童クラブの運営に努めます。<br>また、学校統合に伴う大朝放課後児童クラブの移転先の改修及び運営主体について、大朝地域の活性化を含めて検討します。少子化による豊平地域の放課後児童クラブの在り方について、地域の状況を踏まえ、検討していきます。 | 教育課           |
| 学童保育サービスの充実                         | 放課後児童クラブと放課後子ども教室等が連携し、利用希望者数等を考慮しながら、放課後や長期休暇等における児童の健全育成を図ります。                                                                                                | 教育課           |
| 指導員の資質向上及び人材の確保                     | 指導員の資質向上と適切な人材確保に向け、指導員等の研修機会の確保と体制づくりに努めます。                                                                                                                    | 教育課           |
| 【新規】<br>放課後児童クラブのICT化               | 保護者、支援員等の負担を軽減するため、放課後児童クラブのICT化を推進します。                                                                                                                         | 教育課           |
| 【新規】<br>デジタル化の推進                    | 放課後児童クラブの利用申し込み等をデジタル化することで、利便性の向上を図ります。                                                                                                                        | 教育課           |
| 【新規】<br>児童育成拠点事業<br>(こどもの居場所づくり)    | 不登校の児童生徒や支援が必要な家庭等が増加している現状を踏まえ、関係機関や学校等と連携し、子どもが安心・安全に過ごせる居場所づくりに取り組めます。                                                                                       | こども家庭課<br>教育課 |

### (3)相談、情報の提供や共有の場の充実

- こども家庭課及び各地域子育て支援センターに子育て世代包括支援センター『ネウボラきたひろしま「てごてご」』を設置しており、子育て支援施策に係る総合相談窓口として認定こども園・保育所、学校等の関係機関と連携し、子育てに悩み孤立することを防ぐため、相談窓口の充実を図ります。
- 子育てに関する情報提供について、町広報誌、「てごてごふれあいニュース」、ホームページ、町公式LINE、ちゅぴCOM等、様々な媒体を利用した広報活動に取り組みます。

#### 【主な取組】

| 施策                                          | 施策内容                                                                                                                           | 担当課             |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 利用者支援事業<br>(総合的な相談窓口<br>『ネウボラきたひろしま「てごてご」』) | 母子保健と児童福祉の両機能を一体的に提供することにより、子育て世帯の不安軽減を図り、安心して妊娠・出産・子育てができるように、必要な情報提供やサービスの提供等の取組の充実を図ります。                                    | こども家庭課          |
| 「ネウボラてごナビ」による情報発信                           | 子育て支援アプリ「ネウボラてごナビ」の利用促進を図ります。アプリ内では、育児情報や地域の施設・イベント等の子育てに関する様々な情報を積極的に発信していきます。                                                | こども家庭課          |
| 子育てサークル活動への支援                               | 地域子育て支援センターが実施する子育てサークルへの支援を推進します。                                                                                             | こども家庭課          |
| 地域子育て支援拠点事業<br>(地域子育て支援センター活動の充実)           | 地域子育て支援センターの利用を促進するため、地域参加型の行事の企画やセンターだよりの配布、電話・オンライン相談への積極的な対応等を強化します。妊婦・育児相談を定期的に開催し、保健師、助産師、保育士、栄養士、歯科衛生士が子育て世帯の不安や悩みに応じます。 | 町民保健課<br>こども家庭課 |
| 町広報誌、ホームページ等による情報提供の充実                      | 地域の子育て情報について、町広報誌、ホームページをはじめ、様々な広報媒体を活用し、幅広い情報提供に努めます。<br>毎月1回、健康づくり情報や保健事業の紹介、子育てのアドバイス等を掲載した「てごてごふれあいニュース」を発行します。            | 町民保健課<br>こども家庭課 |
| ブックスタート事業                                   | 子育て世帯と地域との結びつきを支援するため、地区の民生委員児童委員及び主任児童委員が赤ちゃんが生まれた家庭を訪問し、絵本を届ける「ブックスタート」事業を推進します。                                             | 福祉課<br>こども家庭課   |

## (4)遊び場の充実

- 子どもの成長過程において「遊び」は心身の発達はもちろん、創造力や社会性などを身につけるために重要です。町内各施設の遊具の安全点検等を進めながら、今後の整備方針等を検討します。
- 地域づくりセンター、地域子育て支援センター、保健センター、図書館等との連携により各種事業を実施し、施設の有効利用に努めます。

## 【主な取組】

| 施策                | 施策内容                                                                                                                                                   | 担当課                                |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 遊び場の確保・充実         | <p>親子が自由に安心して遊べる場所の確保・充実を図り、遊び場について情報提供を行います。</p> <p>また、施設にある遊具の点検・整備について引き続き関係課と連携しながら実施するとともに、安心・安全な環境改善に努めます。</p> <p>天候に左右されない屋内型の遊び場の整備を検討します。</p> | <p>まちづくり推進課<br/>建設課<br/>こども家庭課</p> |
| 地域施設の有効活用         | <p>認定こども園・保育所、学校、地域づくりセンター、地域子育て支援センター、保健センター、図書館等の施設と連携し、子どもが身近で遊べる場所を提供するとともに、多くの団体等と交流ができ、情報を得る場となるよう、地域施設の有効活用を推進します。</p>                          | <p>まちづくり推進課<br/>こども家庭課<br/>教育課</p> |
| 【新規】<br>学校施設の有効活用 | <p>小学校・中学校・義務教育学校の校庭、屋内運動場等の学校施設を有効利用し、子どもの遊び場としての活用を推進します。</p>                                                                                        | <p>教育課</p>                         |



## (5)子どもの安全の確保

- 子どもや子育て世帯が日常的に利用する通学路や生活道路において、防護柵の設置等、安全な道路環境の整備に努めます。また、児童生徒に対する交通安全教育の推進をはじめ、保護者や地域ボランティアによる子どもの見守り体制の強化にも取り組みます。
- 認定こども園・保育所、学校、放課後児童クラブで防犯教室を開催することで、防犯意識の向上につなげます。
- 子どもが安全にインターネットを利用できるよう、出前授業の開催やインターネット犯罪に関する啓発活動を行い、安全な利用環境の整備に努めます。

### 【主な取組】

| 施策               | 施策内容                                                                                                                                                                                                       | 担当課    |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 通学路や生活道路の安全確保    | <p>子どもや子育て世帯が日常的に利用する通学路や生活道路において、交通安全プログラムによる点検を行い、危険箇所を優先した防護柵等の設置を進めます。</p> <p>また、路肩の草刈りや清掃、冬季の除雪等の道路管理は、計画的な業務委託や各地域の環境美化活動団体等の協力を得ながら、適正な維持管理の円滑化・効率化に努めます。</p>                                       | 建設課    |
| 防犯教室の実施          | <p>「子ども110番の家」への取組を地域の協力のもと引き続き推進し、犯罪の未然防止と万が一の場合の子どもの安全確保を図ります。</p> <p>子どもが集団で生活する場において犯罪の被害に遭うことがないように、各施設と警察や地域が密接に連携した防犯体制を整備します。</p> <p>また、認定こども園・保育所、学校、放課後児童クラブにおいて、防犯教室を実施し子どもの防犯意識の向上に取り組みます。</p> | 総務課    |
| 災害対策への取組         | <p>地域における自主防災組織の取組を一層強化し、子どもをはじめとした要配慮者への対応も十分に考慮された地域防災体制の確立を進めます。</p> <p>また、認定こども園・保育所、学校等の避難訓練の強化に努めます。</p>                                                                                             | 危機管理課  |
| 【新規】<br>非常用電源の確保 | <p>停電を伴う災害時の非常用電源の確保を目的に、保育・教育施設へ再生可能エネルギー設備及び蓄電池の導入を図ります。</p>                                                                                                                                             | 環境生活課  |
| 家庭内での事故の予防啓発     | <p>認定こども園・保育所、地域子育て支援センターと連携し、事故予防についての情報を提供します。保護者に対して誤飲、溺水、やけどといった子どもに起きやすい事故の予防知識や応急処置・心肺蘇生法の普及・啓発を図ります。</p> <p>また、育児相談や乳幼児健診等の機会を捉え、個々の発達に応じた情報を提供します。</p>                                             | こども家庭課 |



| 施策                   | 施策内容                                                                                                                                                                                                                                                      | 担当課                    |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 安全教育の推進              | 認定こども園・保育所、小学校・義務教育学校において、「子ども110番の家」の意味や位置の周知、交通安全教室、避難訓練、応急処置・心肺蘇生法、犯罪に巻き込まれないための教育等、子どもの成長にあわせた安全教育を充実させ、自分の身を守る能力を養っていきます。                                                                                                                            | 総務課<br>こども家庭課<br>教育課   |
| 受動喫煙防止の徹底            | 関係機関と連携し、公共施設等での禁煙対策を徹底します。併せて、妊産婦や子どもの利用が想定される屋外区域での禁煙を推進していきます。                                                                                                                                                                                         | 総務課<br>町民保健課<br>こども家庭課 |
| 【新規】<br>インターネット犯罪の防止 | <p>P T A総会等で「保護者に周知していただきたいこと」として、事案の早期解決、被害拡大防止のために、警察との早期連携の必要性を周知していきます。</p> <p>民間企業や警察による出前授業等を実施し、インターネット犯罪防止の啓発に取り組みます。</p> <p>また、校長会・教頭研修会・生徒指導主事等研修会等において、インターネット犯罪防止に係る情報提供や研修を実施します。</p> <p>広島県教育委員会を通じて提供されている情報等を小学校・中学校・義務教育学校へ周知していきます。</p> | 教育課                    |

## (6)子育ての男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの実現

- 北広島町男女共同参画プランの理念に沿った施策を推進します。
- 父親の母子保健事業等への参加を勧め、母親・父親がともに子育てを行う土壌づくりに努めます。
- ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けて、関係機関や企業等に情報提供を行います。
- 女性の就業率や就労意欲が高くなっているため、担当課と連携し、就職に向けた相談・支援を行います。

### 【主な取組】

| 施策                           | 施策内容                                                                                                                                   | 担当課                |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 北広島町男女共同参画プランの推進             | 北広島町男女共同参画プランに基づき、一人ひとりの豊かで幸せな人生を実現するために、「①仕事と暮らしの充実」、「②人権尊重と男女共同参画への意識づくり」、「③安心して暮らせる社会の実現」、「④男女がともに参画する地域社会の形成」の4つの視点で、具体的な施策を展開します。 | 町民保健課              |
| 父親等の育児参加の促進                  | 父親の子育て全般への参加ならびに子育て意識の醸成を図るため、パパママ教室をはじめとして、父親の参加しやすい教室等の開催に取り組みます。                                                                    | こども家庭課             |
| 仕事と子育ての両立の推進、企業に対する関係法令の普及啓発 | 「次世代育成支援推進法」、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、育児・介護休業制度等の情報提供を行います。                                                                                 | まちづくり推進課           |
|                              | 子育てサポートの認定マーク「くるみん」の取得に向けて、企業や法人等に広報周知を図ります。                                                                                           | こども家庭課             |
| 働く女性の応援                      | ハローワーク等と連携し、母子家庭をはじめとした女性の就労支援を行います。                                                                                                   | まちづくり推進課<br>こども家庭課 |

## (7)少子化対策の推進

- 全国的な少子高齢化を背景に北広島町も同様の傾向がみられ、出生数も減少傾向にあることから、若者・子育て世帯が「住んでみたい」、「住み続けたい」、「住んでよかった」と思えるような魅力的なまちづくりのため、より効率的・効果的な施策展開を行います。
- 未婚率の増加や晩婚化が少子化の一因となっているため、婚活パーティー等の出会いの場の提供を支援します。

## 【主な取組】

| 施策                      | 施策内容                                                                | 担当課      |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------|
| 北広島町暮らしアドバイザーの設置        | ワンストップ定住相談窓口を設置し、アドバイザーが定住希望者の相談対応を行います。                            | まちづくり推進課 |
| 北広島町求人情報センターの設置         | 住民及び北広島町への定住希望者に対し、町内事業所の求人情報を提供する斡旋業務を行います。                        | まちづくり推進課 |
| 北広島町Uターン奨励金             | 町外に転出し5年以上経過した16歳以上39歳以下の人が、再び北広島町の住民基本台帳に登録して生活の基盤を置く場合、奨励金を交付します。 | まちづくり推進課 |
| 定住促進対策専用ホームページ・啓発用冊子の作成 | 定住促進対策の推進のため、情報発信を行います。                                             | まちづくり推進課 |
| 北広島町空き家情報バンクの運営         | 所有者が登録した町内にある空き家情報をホームページで公開し、利用希望者に空き家紹介を行います。                     | まちづくり推進課 |
| 北広島町空き家活用定住促進事業補助金      | 町内への定住を目的に空き家情報バンクの登録物件を取得後1年以内に増改築する場合、費用の一部を補助します。                | まちづくり推進課 |
| 空き家情報バンク登録物件家財処分費補助金    | 空き家情報バンクに登録することを目的に空き家の家財を処分する場合、費用の一部を補助します。                       | まちづくり推進課 |
| 空き家情報バンク登録物件増改築補助金      | 空き家情報バンクに登録することを目的に空き家の増改築（リフォーム）を行う場合、費用の一部を補助します。                 | まちづくり推進課 |
| 結婚支援イベント補助金             | 各種団体が主催する「婚活イベント」の経費の一部を助成します。                                      | こども家庭課   |
| 新規就農者の確保育成              | 若い世代の農業者を町内外から広く募集し、選考の上、農業技術の研修を行います。研修終了後は専業農家として経営を開始します。        | 農林課      |

## 基本目標2 保健・医療・福祉・経済面での子育て支援

### (1)母子保健・医療の充実

- 乳幼児健診、妊婦・育児相談、家庭訪問等、ニーズや課題に応じた母子保健事業を充実させ、子育てへの不安の解消や子どもの健やかな成長のために切れ目のない支援体制を構築します。
- 認定こども園・保育所、学校での出前講座を開催するなど、健康づくりを進めます。
- 認定こども園・保育所、学校、地域子育て支援センター、医療機関等と情報を共有し、連携を強化します。
- 不妊・不育症治療を受ける人が増加しているため、専門的な相談支援体制の構築や助成内容を充実させるなどの負担軽減を図ります。

#### 【主な取組】

| 施策                          | 施策内容                                                                                                                                                                                                                                                              | 担当課    |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 母子保健の充実                     | 子どもが健やかに育つために必要な生活習慣の確立と育児不安の軽減のため、乳幼児健診、妊婦・育児相談、家庭訪問等の母子保健事業の充実を図ります。<br>また、妊娠届出時から、虐待防止の視点を含めた、継続した支援体制を強化するため、認定こども園・保育所、学校、地域子育て支援センター、医療機関等と情報を共有し、特定妊婦等を支援します。                                                                                              | こども家庭課 |
| 地域で安心・安全に妊娠・出産・子育てができる環境の整備 | 妊娠・産後の健康管理のため、妊産婦健康診査の受診券を交付し、適正な受診を勧めます。<br>また、マタニティマークの普及に努め、授乳室の設置等妊産婦にやさしい環境づくりを行います。<br>産科医療機関と連携し、妊娠・出産期からの早期支援を行います。<br>子どもの健康管理については、乳幼児期から学齢期までの健康診査等の情報システムを活用し、継続した支援を行います。<br>また、子どもの健康を適切に保つとともに、保護者の育児不安の解消に大きな役割を果たす、かかりつけ医師・歯科医師を持つよう引き続き啓発に努めます。 | こども家庭課 |

| 施策                                      | 施策内容                                                                                                                                                                                                                                                  | 担当課                    |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| <b>【新規】</b><br>妊婦等包括相談支援事業<br>（相談体制の充実） | <p>妊娠届出時や産後にアンケートを実施し、妊娠期から早期の支援を開始するとともに、産後うつ等メンタル面でのサポート体制の充実を図ります。</p> <p>また、しつけや育児等に母親がひとりで悩まないよう、仲間づくりと相談ができる場の情報提供を進めます。</p> <p>障がいや発達状況等が気になる子どもに対して、認定こども園・保育所、学校、地域子育て支援センター、専門機関と連携し、ネットワークの構築を図ります。</p>                                    | こども家庭課                 |
| 歯と口の健康づくりの推進                            | <p>妊娠期からの歯と口の健康づくりのため、妊婦等歯科健診の受診勧奨に努めます。</p> <p>乳幼児期のう蝕予防や歯の健康づくりには、保護者による仕上げ磨きの必要性や適切な間食回数等の望ましい食生活習慣、フッ化物の利用等が必要なことを普及啓発します。</p> <p>また、パパママ教室や妊婦・育児相談、乳幼児健診等あらゆる機会を通じて、歯と口の健康の重要性を啓発します。</p> <p>乳幼児期・学齢期の子どもと保護者を対象に認定こども園・保育所、学校と連携し出前講座を行います。</p> | 町民保健課<br>こども家庭課<br>教育課 |
| 妊婦健康診査<br>（妊婦健診助成事業）                    | 妊娠中に国が推奨する適正な時期での医療機関の受診を勧めるため、検査券を交付します。                                                                                                                                                                                                             | こども家庭課                 |
| 乳児家庭全戸訪問事業                              | 生後2か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行います。                                                                                                                                                                                               | こども家庭課                 |
| 妊娠出産時交通費助成事業                            | 妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊娠36週以降の妊婦健診や出産時の交通費の一部を助成します。                                                                                                                                                                                               | こども家庭課                 |
| <b>【新規】</b><br>妊婦のための支援給付事業             | 妊婦の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、「妊婦のための支援給付」を行います。                                                                                                                                                                                                            | こども家庭課                 |
| 産婦健診                                    | 産婦の心と体の健康状態を確認するため、産婦健診を実施し、心身のケアを図ります。                                                                                                                                                                                                               | こども家庭課                 |
| 産後ケア事業                                  | 心身のケアや子育てに関するアドバイスを受けることで安心して子育てができるよう、出産後の心身が不安定な時期に産科医療機関等での宿泊または助産所への通所、その他助産師が自宅への家庭訪問等により産後の母親をサポートします。                                                                                                                                          | こども家庭課                 |

| 施策                  | 施策内容                                                                                                                                 | 担当課                    |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 産前・産後ヘルパー事業         | ヘルパーが妊産婦の家庭を訪問し、妊娠・出産や子育てに関する相談に応じながら生活のサポートを行います。                                                                                   | こども家庭課                 |
| 不妊・不育症治療等への支援体制の充実  | 不妊・不育症に悩む方の経済的負担の軽減のため、治療の段階に応じ助成事業を実施します。<br>不妊や不育に関する専門的相談については、広島県不妊専門相談センターへの紹介や保健師が相談にあたります。                                    | こども家庭課                 |
| 【新規】<br>子育て世帯訪問支援事業 | ヘルパーが家事・子育て等に不安や負担を抱える妊産婦やヤングケアラー等がいる子育て世帯を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。               | こども家庭課                 |
| 養育支援訪問事業            | 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した出産後の養育について、支援を行うことが特に必要と認められる妊婦、または保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者に対し、その養育が適切に行われるよう、自宅において、相談、指導・助言その他必要な支援を行います。 | こども家庭課                 |
| 感染症予防               | 子どもを感染症から守り、病気の蔓延及び重症化を防ぐため、発生状況等の情報提供を行います。<br>近年、乳幼児を対象とした定期予防接種の種類や接種回数が増加しており、適切な時期に確実に接種できるよう普及啓発に努めます。                         | こども家庭課                 |
| 思春期保健対策の充実          | 中学校・義務教育学校（後期）、高校等において、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。<br>また、喫煙や飲酒、薬物等に関する正しい知識を伝え、健康意識の向上に努めます。                                          | 町民保健課<br>こども家庭課<br>教育課 |
| 子どもと家庭を支える地域社会づくり   | 家族・地域の子育て意識を育て、家庭の育児力を高めます。<br>また、子どもの生きる力を育てる「食育」、「遊び」、「体験」を、認定こども園・保育所、地域子育て支援センターと連携し、地域で一体となって進めます。                              | 町民保健課<br>こども家庭課        |
| 地域に根づいた保健活動の推進      | 地域に密着した母子保健活動を一層充実させるため、民生委員児童委員及び主任児童委員と連携し、母子保健に関する研修会を積極的に開催します。                                                                  | こども家庭課                 |



| 施策             | 施策内容                                                                                | 担当課           |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 思いやり駐車場        | 広島県が実施する「思いやり駐車場」事業を啓発するとともに、妊産婦や車の乗降が困難な方を対象に思いやり駐車場の利用を促し、日常生活での移動支援及び子育て支援を図ります。 | 福祉課<br>こども家庭課 |
| 【新規】<br>ヘルプマーク | 町広報誌・ホームページ等を活用し、ヘルプマーク※の周知を図ります。                                                   | 福祉課<br>こども家庭課 |

※ヘルプマーク：外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々（妊娠初期の方等）が、周囲の方にヘルプマークを示すことにより、配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするものです。

## (2)子どもの貧困対策・子育て世帯への経済的支援

- 子ども医療費助成制度について、高校卒業までの期間を対象とし、子どもの健全な発育と子育て世帯の負担軽減に努めます。
- ひとり親家庭等の医療費助成について、県制度の対象者を北広島町独自で拡大し、所得制限の緩和を引き続き実施します。
- ニーズ調査によると、日頃悩んでいることや気になることについて、子育てにかかる費用の負担が多くなっていることから、その他の経済的支援についても引き続き実施します。

### 【主な取組】

| 施策                            | 施策内容                                                                                                                                                                                                                         | 担当課    |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 乳幼児医療費助成制度                    | 所得制限を設けず就学前乳幼児の入院・外来医療費の一部を助成します。                                                                                                                                                                                            | 町民保健課  |
| 子ども医療費助成制度                    | 所得制限を設けず小学校1年生から満18歳到達後の最初の3月末までの入院・外来医療費の一部を助成します。                                                                                                                                                                          | 町民保健課  |
| ひとり親家庭等医療費助成制度                | 広島県の基準より緩やかな北広島町独自の支給基準を設定し、ひとり親家庭等の方が受けた入院・外来医療費の一部を助成します。                                                                                                                                                                  | 町民保健課  |
| 【新規】<br>未熟児養育医療制度             | 医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行います。                                                                                                                                                                                             | こども家庭課 |
| 認定こども園・保育所の利用者負担（保育料・副食費）軽減制度 | 認定こども園・保育所の利用者負担額の設定について、階層区分を細分化し、所得に応じた負担軽減を図ります。住民税非課税世帯では、利用者負担額を無償化し、ひとり親世帯や障がい者のいる世帯では、利用者負担額（保育料）の一部の減額を引き続き行います。<br>また、第3子以降の利用者負担額（保育料）の無償化を引き続き行います。その他、さらなる拡充について検討します。<br>副食費は、小学校3年生までのきょうだいのうち1号認定の第2子も無償とします。 | こども家庭課 |

| 施策                           | 施策内容                                                                                                          | 担当課    |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 児童手当                         | 満18歳到達後の最初の3月末までの児童を養育している方に、児童手当を支給することで、経済的な負担軽減を図ります。                                                      | こども家庭課 |
| 児童扶養手当                       | 満18歳到達後の最初の3月末までの児童を養育しているひとり親世帯の母親・父親または養育者に、児童扶養手当を支給することで、経済的な負担軽減を図ります。（政令で定める程度の障がいのある児童については20歳未満まで）    | こども家庭課 |
| 【新規】<br>母子・父子家庭激励金           | 満18歳到達後の最初の3月末までの児童を養育しているひとり親世帯の母親・父親または養育者に、年1回激励金を支給することで、経済的な負担軽減を図ります。                                   | こども家庭課 |
| ひとり親世帯支援サービスの充実              | ひとり親世帯の自立に向け、母子・父子自立支援員、家庭相談員等による個々の実情にあった相談支援の対応に努めます。<br>また、ひとり親世帯の就労希望者に対しては、母子・父子自立支援プログラムを策定し、就労支援を行います。 | こども家庭課 |
| 母子家庭及び父子家庭<br>高等職業訓練促進給付金等事業 | 生活の安定や自立の促進を図るため、ひとり親世帯の母親・父親の職業資格の取得に必要な費用の一部を助成します。                                                         | こども家庭課 |
| 乳幼児子育て世帯ごみ袋無料配布事業            | オムツなどのごみが多く出る乳幼児のいる子育て世帯に対して、赤ちゃん訪問、乳幼児健診時にごみ袋の無料配布を行い、子育てに係る経済的な負担軽減を図ります。                                   | こども家庭課 |
| 乳幼児用チャイルドシート等レンタル料助成事業       | 町内在住の家庭を対象に、チャイルドシート等のレンタル料の一部を助成します。<br>また、子どものいない世帯であっても、一時的に乳幼児を自家用車に乗せる機会がある家庭も助成の対象とします。                 | こども家庭課 |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業             | 保護者の世帯所得の状況を勘案して、保護者が支払うべき、特定教育・保育施設等で必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成します。                                   | こども家庭課 |
| 【新規】<br>就学援助・就学奨励事業          | 町立の小学校・中学校・義務教育学校への就学のために経済的な援助を必要とする保護者に対し、学用品費や学校給食費等を支給します。                                                | 教育課    |
| 【新規】<br>エネルギーコストの負担軽減        | 一般社団法人 北広島町地域エネルギー会社による低料金電力プランの提供等により、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。                                                   | 環境生活課  |



## (3)障がい児支援施策・医療的ケア児支援の充実

- ことばの相談会や1歳6か月児・3歳児健診後に発達相談会等を開催し、早期相談に努めているほか、障害者専門相談員の配置による相談体制の強化を図り、相談者の不安解消に努めます。
- 障がいの早期発見・早期療育支援を行うとともに、スタッフの質の向上や支援体制の強化を図ります。また、障がいのある子どもが多様な体験・交流の場を持てるよう、障がい福祉サービスを提供する事業所の開設等を支援します。
- 住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住民が障がいについて正しい理解を持つことが必要であるため、障がいに対する正しい理解の促進と啓発を図ります。

## 【主な取組】

| 施策                 | 施策内容                                                                                                                                                                                                                                | 担当課           |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 障がいの早期発見・早期療育・フォロー | <p>認定こども園・保育所、学校、医療機関、専門機関、行政等が連携し、切れ目のない支援が提供できる療育ネットワークの構築を推進します。</p> <p>また、発達障がい等についての正しい知識と対応を学ぶ機会を提供し、子どもや保護者にかかわる保健師、保育士、教師、看護師、栄養士、歯科衛生士等関係者のスキルアップを図ります。</p> <p>子どもの発達に何らかの配慮が必要な場合、保護者の支援等、個々の発達状況に応じた相談支援体制の構築を強化します。</p> | 福祉課<br>こども家庭課 |
| 障がい児サービスの強化        | <p>認定こども園・保育所を利用中または今後利用する予定の障がいのある子どもに対して、訪問等により集団生活に適応するための専門的な支援を提供し、認定こども園・保育所等の安定した利用を促進します。</p> <p>また、就学中の障がいのある子どもに対して、生活能力の向上や自立を促進するため、放課後や夏休み等の長期休暇中に訓練等のサービスを継続的に提供します。保護者や家族の負担軽減につなげるため、サービスの利用促進を図ります。</p>            | 福祉課<br>こども家庭課 |
| 障がい児への適切な就学支援・就労支援 | <p>特別支援学校や町内の学校と連携し、特別支援教育支援員の配置等、教育環境の充実に努めます。保護者、教職員の発達障がい等への理解促進を図り、ともに学び、ともに遊ぶ学校づくりを進めます。</p> <p>ハローワークや障がい福祉サービス事業者、広島障害者就業・生活支援センターと連携し、障がいの状況に合わせた就労支援を行うほか、就労の定着に向けた取組を行います。</p>                                            | 福祉課<br>教育課    |

| 施策                                  | 施策内容                                                                                                    | 担当課                  |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 【新規】<br>医療的ケア児への支援                  | 医療的ケアが必要な児童に対し、相談等によりニーズを把握し、児童と家族が適切な支援等を受けられるよう、サービスや事業所等の情報提供を行います。                                  | 福祉課<br>こども家庭課        |
| 【新規】<br>親子関係形成支援事業<br>(ペアレントトレーニング) | 発達障がい児・者及び家族等の支援事業としてペアレントトレーニングを推進します。                                                                 | 福祉課<br>こども家庭課        |
| 日常生活への支援                            | 障がいのある児童に対し、日常生活用具・補装具・自立支援医療費（育成医療）の給付を行い、生活支援を推進します。                                                  | 福祉課                  |
| 各種手当等の支給                            | 障がいのある児童を扶養している方に、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害者介護手当、通園費、通院費を支給し、経済的な負担軽減を図ります。                               | 福祉課                  |
| 保育・学校施設におけるバリアフリーの推進                | 子どもの特性に応じた学習環境を整備するため、保育施設・学校施設のユニバーサルデザイン※化を推進します。<br>また、子ども同士のふれあいやともに学び合うことを通じて、ノーマライゼーション※の浸透を図ります。 | 福祉課<br>こども家庭課<br>教育課 |
| 安心して生活できる地域づくりの推進                   | 障がいのある子どもが、地域で安心して暮らせるよう障がいについて正しく理解し、子どもと家族を支える地域づくりを推進します。障がいの特性に応じた関わり大切さや声かけについて、広報媒体等を利用し周知していきます。 | 福祉課                  |

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体、国籍など人々にある様々な特性や違いを越えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくりを行っていかうとする考え方。

※ノーマライゼーション：障がいのある人が、障がいのない人と同等の生活を送ることができる社会を目指す考え方。

## 基本目標3 子どもの権利を守り、生きる力を育む環境づくり

### (1)子どもの人権の尊重と児童虐待の防止

- 子どもの最善の利益や権利擁護等の理念を広く周知し、子どもの権利と人権について、住民の意識向上を図ります。
- きたひろこども家庭センターを令和6(2024)年4月に設置し、児童福祉と母子保健を一体的に提供することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援等、相談支援体制の強化を図ります。
- 全国的に児童虐待の増加が社会問題となっています。教育・保育関係者や要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会、その他関係機関とも連携して、子どもや家庭の様子等を見守り、児童虐待の防止や早期発見・支援等につなげます。

#### 【主な取組】

| 施策                                                | 施策内容                                                                                                                                                                                     | 担当課    |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 子どもの人権教育・啓発の推進                                    | <p>広報媒体やちゅピCOM等を通じ、児童虐待の防止、子どもの人権についての啓発を行います。</p> <p>毎年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に合わせ、認定こども園・保育所、学校等にポスターの掲示、保護者へパンフレットの配布等を行い、意識啓発を推進します。</p> <p>また、児童虐待防止研修会等を開催するなど学習の場を確保します。</p> | こども家庭課 |
| 児童虐待対策のための関係機関の連携                                 | <p>児童にかかわる町内関係機関が連携する要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会の組織強化を進め、児童と家族に対し適切な助言や指導等が行える体制の強化に努めます。</p> <p>また、専門機関である広島県西部こども家庭センターとも連携しながら、相談、援助体制の一層の充実を図ります。</p>                                       | こども家庭課 |
| 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に向けた取り組み） | <p>きたひろこども家庭センターが中心となり、母子保健と児童福祉の連携により児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、同時に対応スキルや相談支援体制の強化を図ります。</p> <p>また、広島県西部こども家庭センターや要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会との連携を強化し、早期発見・早期対応から再発防止に至るまでの一貫した取組を推進します。</p>     | こども家庭課 |

| 施策                         | 施策内容                                                                                                                                                          | 担当課 |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <b>【新規】</b><br>性犯罪や性被害の防止  | 広島県教育委員会主催の研修を北広島町立学校長会・教頭研修会等で共有し、各校の不祥事防止研修等の機会に全教職員に周知するように指導・助言を行います。<br>広島県教育委員会を通じて提供されている情報や、「生命（いのち）の安全教育」の教材等を、小学校・中学校・義務教育学校へ提供し、日々の授業や校内研修等で活用します。 | 教育課 |
| <b>【新規】</b><br>ヤングケアラーへの支援 | 日々の生活の中で児童生徒の変容を見過ごさないよう、町内各校及び各関係機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携するとともに、必要に応じてケース会議等を開催し、該当する児童生徒と保護者に対して、適切な支援を行っていきます。                                      | 教育課 |

## (2)地域や家庭での教育力の向上

- 母子保健事業や家庭教育支援事業等により、家庭や地域における子育て支援と子育て力の強化に取り組めます。
- 認定こども園・保育所、学校、地域づくりセンター等において、様々な地域との交流会等を開催し、世代間の交流を進めるとともに、地域の教育資源を結ぶ人材の育成を図り、地域のグループ活動の場を提供します。
- 小学校では“学校へ行こう”週間の取組として世代間交流会を実施しているほか、多くの学校で祖父母学級を実施しています。地域の老人クラブや祖父母の指導のもと、ものづくりや収穫祭等の交流する機会を通じて、豊かな人間性の育成を図ります。
- 学校、地域の保存活用団体と協力して町域の自然・文化遺産の現地学習を実施します。

### 【主な取組】

| 施策         | 施策内容                                                                                                                                             | 担当課             |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 学習機会や情報の提供 | 毎月1回発行する「てごてごふれあいニュース」で、妊娠・出産・子育てに関する情報を発信します。                                                                                                   | 町民保健課<br>こども家庭課 |
| 家庭教育学級の充実  | スマイル教室（ペアレントトレーニング）や離乳食教室等を開催し、子どもへのかかわり方や食の大切さ等を伝えます。<br>また、各学校で開催する講座については、PTAをはじめ、地域住民への参加を呼びかけるなど、学校と保護者・地域の連携を強化し、地域課題の解決につながるよう内容の充実を図ります。 | こども家庭課<br>教育課   |

| 施策              | 施策内容                                                                                                                                                                                     | 担当課                |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 家庭の教育力の育成       | <p>家庭での教育力の向上を図るため、『「親の力」をまなびあう学習プログラム』を活用した講座等を開催し、乳幼児や児童生徒の保護者が協力して家庭教育に取り組めるよう支援します。</p> <p>また、各種講座を開催することにより、親同士の出会いやネットワークづくりを支援します。</p>                                            | こども家庭課<br>教育課      |
| 家庭教育相談の充実       | <p>家庭教育相談員が乳幼児や児童生徒の保護者に対して細やかな対応ができるよう、相談事業の充実を図ります。</p>                                                                                                                                | こども家庭課<br>教育課      |
| 地域交流の促進         | <p>地域づくりセンター等の事業において、地域のボランティアの協力を得ながら、子育て世帯間の交流の場としての取組を一層充実させます。</p>                                                                                                                   | まちづくり推進課<br>こども家庭課 |
| 世代間交流の促進        | <p>子どもの社会性・人間性の育成を図るために、認定こども園・保育所、学校等での縦割り保育の実施や老人クラブとの季節ごとの行事、施設訪問などによる多世代間交流を推進します。</p> <p>また、学校に地域の大人が参加する“学校へ行こう”週間や祖父母学級等に積極的に取り組み、地域や学校、保護者の行事としての位置づけが継続されるよう、実施の在り方等を検討します。</p> | 教育課                |
| 歴史、自然資源の有効活用    | <p>豊かな心や地域を愛する気持ちを育むため、北広島町の歴史や自然資源を生かし、学校、地域の保存活用団体と協力して町域の自然・文化遺産の現地学習の機会を充実させます。</p> <p>また、地域と連携した取組においては、小学校・中学校・義務教育学校ごとに取組の差があることから、活動の促進・啓発を計画的に行います。</p>                         | 環境生活課<br>教育課       |
| 地域活動コーディネーターの活用 | <p>地域活動を活発化させるため、地域活動をつくり出すコーディネート能力を持つ町内外の人材を積極的に活用するとともに、コーディネーターの育成や全地域に地域グループを発足させ、活動の場を提供することを検討します。</p>                                                                            | まちづくり推進課<br>教育課    |
| 拠点施設の整備         | <p>図書館、文化ホール、地域づくりセンター、屋外プール、屋内運動場等、地域における教育の拠点となる文化施設・スポーツ施設の整備・改修、システム化による有効利用を進めます。</p>                                                                                               | まちづくり推進課<br>教育課    |

### (3)学校等での教育の充実

- 認定こども園・保育所、小学校・義務教育学校(前期)が連携することにより、小学校入学時の教育環境の変化やギャップをなくすように努めます。
- 小中一貫・連携教育を推進し、中学校区ごとに小中学校9年間の継続性を重視した教育を実施します。
- 教育内容の充実に加えて、老朽化した施設の整備・改修等を進め、子どもに適した教育環境を提供します。
- 小学校・中学校・義務教育学校においては、総合的な学習の時間等で、主として校区内の人や自然、文化財等の学習を行い、郷土への理解を進めます。

#### 【主な取組】

| 施策             | 施策内容                                                                                                                                                                                   | 担当課           |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 就学前教育の推進       | 小学校入学時の環境変化に対応し、戸惑いなく小学校生活が送れるように、認定こども園・保育所、小学校、家庭が連携し、幼児期の成長発達段階に応じた適切な就学前教育に努めます。定期的に認定こども園・保育所、小学校、行政が連携し、切れ目のない支援に取り組みます。                                                         | こども家庭課<br>教育課 |
| 教育体制・カリキュラムの充実 | 義務教育においては、基礎・基本の学力の一層の定着、個性を伸ばす教育や体力向上、ふるさとに誇りを持ち続ける特色ある教育を推進します。<br>小中一貫・連携教育推進事業を実施し、小中学校9年間を区切ることなく、義務教育の連続性、継続性を重視した学校運営・学校教育を推進します。<br>また、地元高校との連携を進めていきます。                       | 教育課           |
| ふるさと教育の充実      | 町内すべての小学校3年生以上の総合的な学習の時間において統一的な学習内容を創造し、ふるさと北広島町の「人、もの、こと」を学ぶことを通して「ふるさとを知り、ふるさとを愛し、ふるさとに住みたい・将来ふるさとに帰りたいと思う子ども」を育成します。<br>また、各小学校の児童が同学年の児童と交流する機会等も設定し、同じ北広島町に住んでいる児童の相互理解も進めていきます。 | 教育課           |
| 相談体制の充実        | 中学校に配置しているスクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒と保護者、教職員への指導・助言、カウンセリングの充実を図ります。                                                                                                                       | 教育課           |

| 施策          | 施策内容                                                                                                                                  | 担当課 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 教育環境の向上     | <p>「きたひろしま・夢・まなびプラン」に基づき、教育の質を高めることを基本とし、学校環境の計画的整備や安心・安全な学校施設の整備を推進します。</p> <p>また、気候変動に適応した教育環境を整備するため、教室や屋内運動施設への空調機器の導入を推進します。</p> | 教育課 |
| 学校・家庭・地域の連携 | <p>地域から信頼される学校づくりを学校教育目標のひとつに掲げ、家庭・地域における教育力を強化します。地域へ学校情報の発信、住民の学校行事への参加を積極的に促し、学校教育への理解をより一層深めます。</p>                               | 教育課 |



#### (4)食育の推進

- 食習慣は家庭による影響が大きいいため、認定こども園・保育所、学校等と連携し、保護者への啓発に努めます。
- 認定こども園・保育所、小学校・中学校・義務教育学校において食育推進計画に基づき、食に関する指導を充実します。
- 認定こども園・保育所、小学校において、栄養士、歯科衛生士による出前教室等、食育への取組を充実します。

#### 【主な取組】

| 施策                      | 施策内容                                                                                                                                                                                                        | 担当課                    |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 家庭における食育の推進             | <p>子どもと保護者の食に対する関心と理解を深め、望ましい食習慣を確立するための啓発を推進します。</p> <p>また、乳幼児健診、育児相談等の機会を捉えた栄養相談・離乳食指導等の充実に努めます。</p> <p>北広島町食育推進計画に基づき、「朝食摂取率100%」、「野菜摂取量の増加」、「適塩」等の啓発・指導を推進します。併せて、家族と一緒に食事をする「共食」の回数の増加をめざします。</p>      | 町民保健課<br>こども家庭課<br>教育課 |
| 認定こども園・保育所、学校等における食育の推進 | <p>認定こども園・保育所、小学校で出前教室を実施するなど、食育に関する指導体制を整備し、食を通じた様々な体験活動を充実させ、子どもの豊かな心を育みます。</p> <p>また、望ましい食習慣を身につけ、心身ともに健康な生活を送れるよう、保護者に対し「食」に関する情報提供にも努めます。</p> <p>認定こども園・保育所、学校において、年間の食育推進計画を作成し、食育に関する指導の充実に図ります。</p> | 町民保健課<br>こども家庭課<br>教育課 |
| 地域における食育の推進             | <p>生活習慣病の予防や健康増進のための食育が推進されるよう、毎月19日の「食育の日」、6月の「食育月間」、9月の「食生活改善普及月間」、10月19日の「ひろしま食育の日」、「ひろしま食育ウィーク」等の啓発を積極的に行います。</p> <p>また、地域資源を生かした体験活動や地域の食文化について学習の機会を充実させます。</p>                                       | 町民保健課                  |



## (5)次世代を育む様々な取組

- 中学3年生を対象に「命の授業」を行い、命の大切さや子育ての喜び等を学ぶ機会を確保します。
- 中学校のキャリア教育において、認定こども園・保育所での保育実習体験で乳幼児とふれあう機会を提供し、命の大切さと保護者への感謝の気持ちを醸成します。
- 高校生に疑似議会を体験させることで、選挙や政治、地方自治への意識の醸成を図ります。
- 北広島町青少年育成推進協議会を中心とした健全育成事業を行い、正しい社会性を身につけるよう導く事業を展開します。
- 安定就労へ向け、就職先紹介を行う北広島暮らしアドバイザーを配置し、就労の相談支援を実施します。
- 自殺対策、不登校・ひきこもり支援について、研修会の開催や相談窓口を設置し、相談支援を行います。

## 【主な取組】

| 施策              | 施策内容                                                                                                                                                                   | 担当課    |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 命の授業            | 中学3年生を対象に「命の大切さ、家庭の大切さ、子育ての喜び」等を学ぶことを目的に「命の授業」を行います。                                                                                                                   | こども家庭課 |
| 中学生等と乳幼児のふれあい促進 | 学校と認定こども園・保育所等の連携のもと、中学校のキャリア教育における認定こども園・保育所訪問等、中学生等と乳幼児のふれあいを進める中で、命の大切さや保護者への感謝の気持ちを醸成します。                                                                          | 教育課    |
| 【新規】<br>中学生職場体験 | 町内の企業等の協力のもと、中学生が実際に働いている人と接し、自分自身も体験することで働くことの意義について学びます。                                                                                                             | 教育課    |
| 【新規】<br>高校生議会   | 選挙権年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、議会の疑似体験を通じて、次世代を担う高校生に選挙や政治、地方自治への意識醸成を図ります。議場での政策提言を通して、生徒が北広島町に関心を持ち、若い世代がまちづくりに積極的に参画する気持ちを醸成します。                                           | 総務課    |
| 青少年健全育成の強化      | 北広島町青少年育成推進協議会を中心とした健全育成事業を推進します。<br>青少年を対象とした相談窓口の周知を図り、心のケアに努めます。<br>学校・警察等と連携しながら、非行防止活動を強化します。<br>また、青少年への影響が心配される性的な内容や暴力等の有害情報について、関係業界に対して自主的措置を働きかけるなど対応を進めます。 | 教育課    |

| 施策                  | 施策内容                                                                                                                                                                                                                                            | 担当課      |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 地域の若者への就労支援         | 国・広島県と連携しながら、働くことに悩みを抱えている若者を対象に就労に向けた支援を行います。                                                                                                                                                                                                  | まちづくり推進課 |
| 【新規】<br>自殺対策        | 精神疾患を正しく理解し、ストレスの対処方法や相談先を知り自殺を防ぐことを目的に、精神保健福祉士と保健師が高校へ出向き、メンタルヘルズ講座を行います。<br>こころの健康づくり及び自殺予防講演会として、年に1回住民を対象に精神科医師による公開講座を開催し、精神疾患についての理解を深めます。                                                                                                | 町民保健課    |
|                     | 日々の生活の中で児童生徒の変容を見逃さないよう、各関係機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携・協働し、児童生徒の自殺予防の取組を行います。<br>北広島町立学校長会・教頭研修会・生徒指導主事研修会等において、長期休暇明けの児童生徒の様子を丁寧に把握するよう促すとともに、配慮を要する児童生徒と保護者に対する支援の在り方について、関係者で積極的に検討します。<br>広島県教育委員会を通じて提供されている情報等を、小学校・中学校・義務教育学校へ周知します。 | 教育課      |
| 【新規】<br>不登校・ひきこもり支援 | 小学校・中学校・義務教育学校へ不登校相談窓口を設置するとともに、ホームページ等で周知を行います。<br>教育支援センター（移動型）を設置し、相談支援を行います。                                                                                                                                                                | 教育課      |
|                     | 来所、電話、訪問等による個別相談支援を行い、適切な関係機関へ繋ぎ、連携を図ります。<br>広島県西部保健所主催の精神保健福祉相談会において、精神科医師が本人または保護者と個別相談を行い、必要に応じて関係機関と連携しながら支援していきます。                                                                                                                         | 町民保健課    |

# 第7章

事業量の見込みと確保方策



## 第7章 事業量の見込みと確保方策

「子ども・子育て支援法」において、各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容について、計画に記載する必要があると定められています。

量の見込みについては、ニーズ調査で得られた各種データを利用し、国が示す「量の見込みの算出等のための手引き」に沿って算出しましたが、一部の量の見込みはこれまでの実績や今後の人口推計を勘案して調整を行いました。その結果をもとに確保方策を検討・調整して、各事業の量の見込みと確保方策を設定しました。

### 1 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域

北広島町においては、町の地理的条件や人口、その他社会的条件、施設の整備状況等を総合的に勘案した結果、町全体で1区域と定めて確保方策を進めます。

### 2 未就学児の教育・保育事業の量の見込みと確保方策

未就学児への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、次の3区分に認定してサービスを提供します。

| 認定区分 | 年齢   | 保育の必要性       | 提供施設（確保方策）         |
|------|------|--------------|--------------------|
| 1号   | 3～5歳 | 保育の必要性に該当しない | 認定こども園             |
| 2号   | 3～5歳 | 保育の必要性に該当    | 認定こども園・保育所         |
| 3号   | 0～2歳 |              | 認定こども園・保育所・地域型保育事業 |



### ■ 1号認定（3～5歳／認定こども園を利用）

現在、北広島町には認定こども園が7か所あります。認定こども園の幼稚園機能を利用し、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(人)

| 1号認定（3～5歳）  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 必要利用定員（推計値） | 68    | 68    | 67    | 62     | 58     |
| 確保方策        | 76    | 76    | 76    | 76     | 76     |
| 参考          | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 第2期計画中的実績値  | 68    | 78    | 72    | 69     | 63     |

（実績値：各年度末時点、令和6年度は見込値）

### ■ 2号認定（3～5歳／認定こども園・保育所を利用）

現在、北広島町には認定こども園が7か所、保育所が3か所あります。保育の必要性の高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(人)

| 2号認定（3～5歳）  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 必要利用定員（推計値） | 209   | 215   | 210   | 192    | 178    |
| 確保方策        | 217   | 217   | 217   | 217    | 217    |
| 参考          | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 第2期計画中的実績値  | 288   | 293   | 264   | 251    | 211    |

（実績値：各年度末時点、令和6年度は見込値）

### ■ 3号認定（0歳／認定こども園・保育所・地域型保育事業を利用）

2号認定同様、保育の必要性の高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(人)

| 3号認定（0歳）    | 令和7年度   | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|---------|-------|-------|--------|--------|
| 必要利用定員（推計値） | 16      | 15    | 15    | 14     | 14     |
| 確保方策        | 認定こども園  | 29    | 29    | 29     | 29     |
|             | 保育所     | 29    | 29    | 29     | 29     |
|             | 地域型保育事業 | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 参考          | 令和2年度   | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 第2期計画中的実績値  | 39      | 41    | 51    | 38     | 27     |

（実績値：各年度末時点、令和6年度は見込値）

## ■ 3号認定（1～2歳／認定こども園・保育所・地域型保育事業を利用）

(人)

| 3号認定（1～2歳）  |               | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 必要利用定員（推計値） |               | 110   | 99    | 99    | 95     | 93     |
| 確保方策        | 認定こども園<br>保育所 | 113   | 113   | 113   | 113    | 113    |
|             | 地域型保育事業       | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 参考          |               | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 第2期計画中的実績値  |               | 161   | 110   | 111   | 129    | 128    |

(実績値：各年度末時点、令和6年度は見込値)

## 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の20事業が定められています。

| 地域子ども・子育て支援事業                     |                            |
|-----------------------------------|----------------------------|
| ①時間外保育事業（延長保育事業）                  | ⑪養育支援訪問事業                  |
| ②放課後児童健全育成事業<br>（放課後児童クラブ）        | ⑫子育て世帯訪問支援事業               |
| ③子育て短期支援事業<br>（ショートステイ・トワイライトステイ） | ⑬児童育成拠点事業                  |
| ④地域子育て支援拠点事業                      | ⑭親子関係形成支援事業                |
| ⑤一時預かり事業                          | ⑮子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業      |
| ⑥病児・病後児保育事業                       | ⑯実費徴収に係る補足給付を行う事業          |
| ⑦子育て援助活動支援事業<br>（ファミリー・サポート・センター） | ⑰多様な事業者の参入促進・能力活用事業        |
| ⑧利用者支援事業                          | ⑱妊婦等包括相談支援事業               |
| ⑨妊婦健康診査                           | ⑲乳児等通園支援事業<br>（こども誰でも通園制度） |
| ⑩乳児家庭全戸訪問事業                       | ⑳産後ケア事業                    |

### ①時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性が認められた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園・保育所等で保育を実施する事業です。

|              |     | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和10年度  | 令和11年度  |
|--------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み        |     | 78      | 76      | 74      | 70      | 67      |
| 確保方策         | 人   | 100     | 100     | 100     | 100     | 100     |
|              | 施設数 | 10      | 10      | 10      | 10      | 10      |
| 参考           |     | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
| 第 2 期計画中的実績値 |     | 112     | 130     | 116     | 80      | 80      |

（実績値：各年度末時点、令和 6 年度は見込値）

### ②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が仕事等で昼間家にいない小学生を預かり、健全な育成を担う子育て支援事業です。

現在、北広島町には放課後児童クラブが9か所あります。今後も子育て世帯のニーズに応えられるように事業の質と量の確保に努めます。

| 低学年          |     | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和10年度  | 令和11年度  |
|--------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み        |     | 212     | 201     | 170     | 173     | 177     |
| 確保方策         | 人   | 290     | 290     | 290     | 290     | 290     |
|              | 施設数 | 9       | 9       | 9       | 9       | 9       |
| 参考           |     | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
| 第 2 期計画中的実績値 |     | 245     | 229     | 225     | 229     | 236     |

（実績値：各年度末時点、令和 6 年度は見込値）

| 高学年          |     | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和10年度  | 令和11年度  |
|--------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み        |     | 104     | 101     | 103     | 99      | 95      |
| 確保方策         | 人   | 130     | 130     | 130     | 130     | 130     |
|              | 施設数 | 9       | 9       | 9       | 9       | 9       |
| 参考           |     | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
| 第 2 期計画中的実績値 |     | 143     | 104     | 92      | 99      | 122     |

（実績値：各年度末時点、令和 6 年度は見込値）



## ③子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイとは、保護者の疾病や仕事等により児童の養育が困難となった場合や、育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

また、トワイライトステイとは、保護者が仕事等により平日の夜間や休日に不在となり児童を養育することが困難となった場合、またはその他緊急の場合において、児童を児童養護施設等で保護する事業です。

必要に応じて広域連携等での確保に努めます。

| ショートステイ    |    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み      |    | 5     | 5     | 5     | 5      | 5      |
| 確保方策       | 人日 | 10    | 10    | 10    | 10     | 10     |
| 参考         |    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 第2期計画中的実績値 |    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

（実績値：各年度末時点、令和6年度は見込値）

| トワイライトステイ  |    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み      |    | 5     | 5     | 5     | 5      | 5      |
| 確保方策       | 人日 | 10    | 10    | 10    | 10     | 10     |
| 参考         |    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 第2期計画中的実績値 |    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

（実績値：各年度末時点、令和6年度は見込値）

#### ④地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。国が定める開設日数等の実施形態を満たす必要があります。

現在、北広島町では、各地域の子育て支援センターで実施しています。

|              |      | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和10年度  | 令和11年度  |
|--------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み        |      | 368     | 339     | 336     | 326     | 316     |
| 確保方策         | 人回/月 | 550     | 550     | 550     | 550     | 550     |
|              | か所   | 4       | 4       | 4       | 4       | 4       |
| 参考           |      | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
| 第 2 期計画中的実績値 |      | 230     | 156     | 292     | 353     | 400     |

(実績値：各年度末時点、令和 6 年度は見込値)

#### ⑤一時預かり事業（「幼稚園における在園児を対象とした預かり保育」以外の一時預かり）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園・保育所・地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育等を行う事業です。

|              |     | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和10年度  | 令和11年度  |
|--------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み        |     | 136     | 133     | 130     | 122     | 116     |
| 確保方策         | 人日  | 150     | 150     | 150     | 150     | 150     |
|              | 施設数 | 10      | 10      | 10      | 10      | 10      |
| 参考           |     | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
| 第 2 期計画中的実績値 |     | 252     | 0       | 157     | 152     | 140     |

(実績値：各年度末時点、令和 6 年度は見込値)

## ⑥病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。現在、北広島町では、「病児・病後児保育室 ユーカリ」(1日あたり定員3名)で実施しています。

|            |     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み      |     | 230   | 230   | 230   | 230    | 230    |
| 確保方策       | 人日  | 260   | 260   | 260   | 260    | 260    |
|            | 施設数 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 参考         |     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 第2期計画中的実績値 |     | 61    | 90    | 159   | 192    | 230    |

(実績値：各年度末時点、令和6年度は見込値)

## ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子どもの預かりや送迎等の育児の応援を希望する保護者(依頼会員)と、子育てを応援したい方(提供会員)との相互援助の連絡や調整を行う事業です。

| 低学年・高学年 合計 |    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み      |    | 10    | 10    | 10    | 10     | 10     |
| 確保方策       | 人日 | 15    | 15    | 15    | 15     | 15     |
| 参考         |    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 第2期計画中的実績値 |    | 0     | 59    | 21    | 0      | 10     |

(実績値：各年度末時点、令和6年度は見込値)

## ⑧利用者支援事業

子どもと保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにサポートする事業です。

北広島町では、北広島町子育て世代包括支援センター『ネウボラきたひろしま「てごてご」』を平成30(2018)年度から開始し、令和5(2023)年度までは母子保健型、令和6(2024)年度からはこども家庭センター型で子育てに関する様々な相談や対応、情報提供を行っています。

また、地域子育て相談機関として町内4か所に子育て支援センターを設置しています。

| 母子保健型      |    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 確保方策       | か所 | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 参考         |    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 第2期計画中的実績値 |    | 1     | 1     | 1     | 1      | 0      |

(実績値：各年度末時点)

| こども家庭センター型 |    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 確保方策       | か所 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 参考         |    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 第2期計画中的実績値 |    | 0     | 0     | 0     | 0      | 1      |

(実績値：各年度末時点、令和6年度は見込値)

| 地域子育て相談機関  |    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 確保方策       | か所 | 4     | 4     | 4     | 4      | 4      |
| 参考         |    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 第2期計画中的実績値 |    | 4     | 4     | 4     | 4      | 4      |

(実績値：各年度末時点、令和6年度は見込値)

## ⑨妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後もすべての妊婦を対象に健康診査の受診を啓発・推奨するとともに、引き続き14回分の受診の助成を継続します。

|                |      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み          | 対象人数 | 73    | 70    | 69    | 66     | 64     |
|                | 健診回数 | 1,022 | 980   | 966   | 924    | 896    |
| 参考             |      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 第2期計画<br>中の実績値 | 対象人数 | 99    | 93    | 69    | 83     | 80     |
|                | 健診回数 | 1,386 | 1,302 | 966   | 1,162  | 1,120  |

(実績値：各年度末時点、令和6年度は見込値)

## ⑩乳児家庭全戸訪問事業

生後2か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。すべての家庭を訪問することを目標として、事業を継続します。

|                |   | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------|---|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み          |   | 73    | 70    | 69    | 66     | 64     |
| 確保方策           | 人 | 90    | 90    | 90    | 90     | 90     |
| 参考             |   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 第2期計画<br>中の実績値 |   | 84    | 102   | 89    | 113    | 80     |

(実績値：各年度末時点、令和6年度は見込値)

# ⑪養育支援訪問事業

児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

今後も、養育支援が特に必要と認められる場合には、その家庭に対して育児・家事の相談や必要な支援を行います。

|              |   | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和10年度  | 令和11年度  |
|--------------|---|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み        |   | 80      | 80      | 80      | 80      | 80      |
| 確保方策         | 人 | 80      | 80      | 80      | 80      | 80      |
| 参考           |   | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
| 第 2 期計画中的実績値 |   | 68      | 67      | 50      | 55      | 77      |

(実績値：各年度末時点、令和 6 年度は見込値)

# ⑫子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に不安や負担を抱える妊産婦やヤングケアラー等がいる子育て世帯に対し、ヘルパーの派遣により、家事及び養育に関する支援を行う事業です。

|              |    | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和10年度  | 令和11年度  |
|--------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み        |    | 50      | 50      | 50      | 50      | 50      |
| 確保方策         | 人日 | 100     | 100     | 100     | 100     | 100     |
| 参考           |    | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
| 第 2 期計画中的実績値 |    | -       | -       | -       | -       | 9       |

(実績値：各年度末時点、令和 6 年度は見込値)

## ⑬児童育成拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童について、安心・安全な居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供などを行い、必要に応じて関係機関へのつなぎを行うなど、こどもの居場所に関する総合的な支援を実施する事業です。

|            | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み      | 0     | 0     | 0     | 0      | 10     |
| 確保方策 人     | 0     | 0     | 0     | 0      | 20     |
| 参考         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 第2期計画中的実績値 | -     | -     | -     | -      | 0      |

(実績値：各年度末時点、令和6年度は見込値)

## ⑭親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報交換できる場を設ける等により、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

現在、北広島町ではペアレントトレーニング教室を実施しています。

|            | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み      | 10    | 10    | 10    | 10     | 10     |
| 確保方策 人     | 10    | 10    | 10    | 10     | 10     |
| 参考         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 第2期計画中的実績値 | -     | -     | -     | -      | 2      |

(実績値：各年度末時点、令和6年度は見込値)

⑮子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待の早期発見・早期対応のために、町や地域ネットワークを構成する関係機関の専門性の強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図る事業です。

北広島町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を中心に関係機関と連携を図り、引き続き虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応のできる環境づくりを進めます。

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 確保方策      | 実施    | 実施    | 実施    | 実施     | 実施     |
| 参考        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 第2期計画中的実績 | 実施    | 実施    | 実施    | 実施     | 実施     |

(実績：各年度末時点)

⑯実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

|            | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 確保方策 人     | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| 参考         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 第2期計画中的実績値 | 3     | 3     | 1     | 2      | 2      |

(実績値：各年度末時点、令和6年度は見込値)

⑰多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 確保方策      | 実施    | 実施    | 実施    | 実施     | 実施     |
| 参考        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 第2期計画中的実績 | -     | -     | -     | -      | -      |



## ⑱妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談やその他の措置を講ずることにより、心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報提供、相談、その他の援助を行う事業です。

|                     |              | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------------|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み               | 妊娠届出数        | 73    | 70    | 69    | 66     | 64     |
|                     | 面談回数         | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |
|                     | 面談実施<br>合計回数 | 219   | 210   | 207   | 198    | 192    |
| 確保方策<br>(こども家庭センター) |              | 240   | 240   | 240   | 240    | 240    |

## ⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子どもと保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談や子育てについての情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

|       |     |     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-----|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 0歳児 | 定員数 | 0     | 4     | 4     | 3      | 3      |
|       |     | 人日  | 0     | 57    | 57    | 42     | 42     |
|       | 1歳児 | 定員数 | 0     | 2     | 2     | 2      | 2      |
|       |     | 人日  | 0     | 29    | 29    | 29     | 29     |
|       | 2歳児 | 定員数 | 0     | 1     | 1     | 1      | 1      |
|       |     | 人日  | 0     | 14    | 14    | 14     | 14     |
| 確保方策  | 0歳児 | 定員数 | 0     | 5     | 5     | 5      | 5      |
|       |     | 人日  | 0     | 70    | 70    | 70     | 70     |
|       | 1歳児 | 定員数 | 0     | 3     | 3     | 3      | 3      |
|       |     | 人日  | 0     | 45    | 45    | 45     | 45     |
|       | 2歳児 | 定員数 | 0     | 3     | 3     | 3      | 3      |
|       |     | 人日  | 0     | 40    | 40    | 40     | 40     |

## ⑳産後ケア事業

出産・退院直後の母子に対して、心身のケアや育児サポートなどの支援を行う事業です。

|                       |      |    | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------|------|----|---------|---------|---------|--------|--------|
| 量<br>の<br>見<br>込<br>み | 宿泊型  | 人日 | 2       | 2       | 2       | 2      | 2      |
|                       | 日帰り型 | 人日 | 3       | 3       | 3       | 3      | 3      |
|                       | 訪問型  | 人日 | 150     | 150     | 150     | 150    | 150    |
| 確<br>保<br>方<br>策      | 宿泊型  | 人日 | 2       | 2       | 2       | 2      | 2      |
|                       | 日帰り型 | 人日 | 3       | 3       | 3       | 3      | 3      |
|                       | 訪問型  | 人日 | 150     | 150     | 150     | 150    | 150    |

# 第8章

## 計画の推進体制



## 第8章 計画の推進体制

### 1 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直し等のために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

### 2 庁内及び関係機関との連携

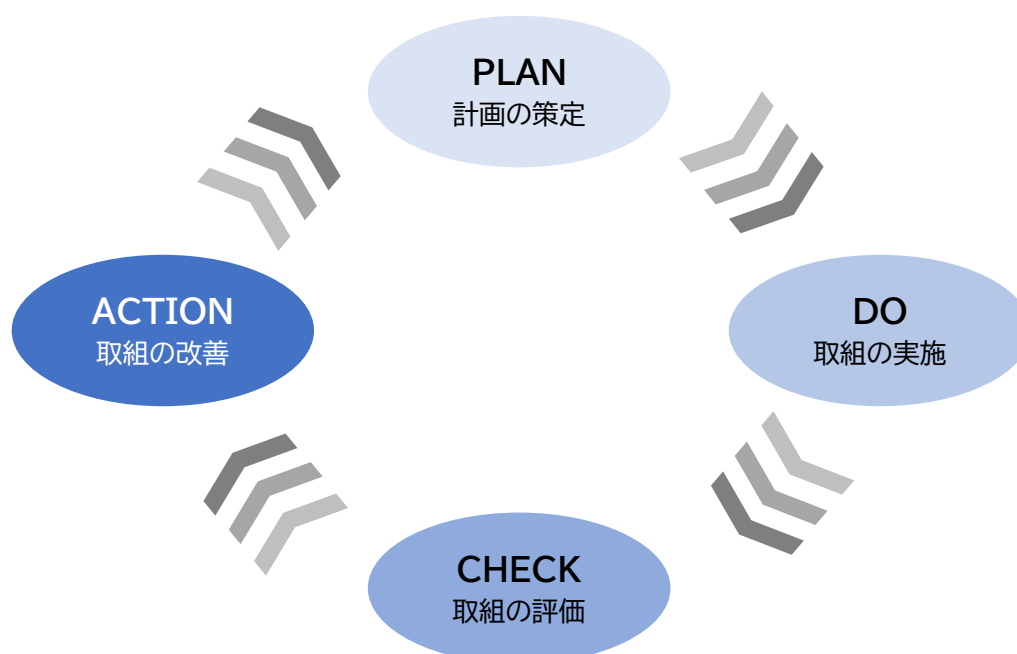
本計画の推進にあたっては、庁舎内連携はもとより、認定こども園・保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携を図ります。

### 3 PDCAサイクルによる検証

PDCAサイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。

また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取組状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげることとします。

【PDCAサイクル】





資料





## 資料

## 1 北広島町子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月24日  
条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、北広島町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項第1号から第3号までに掲げる事務に関し、町長に意見を述べるほか、同項第4号の規定により、子ども・子育て支援の施策に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)学識経験を有する者

(2)教育・保育及び子育て支援の関係者

(3)前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、町長が招集する。

2 会議の議長は、会長を持って充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、北広島町こども家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日条例第4号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 2 北広島町子ども・子育て会議 委員名簿

| 区分                     | 役職名                   | 氏名     | 備考  |
|------------------------|-----------------------|--------|-----|
| 学識経験を有する者              | 民生委員児童委員協議会<br>主任児童委員 | 稲垣 小百合 |     |
|                        | 教育委員会<br>教育長職務代理者     | 山田 正彦  |     |
| 子育て支援に関する機関・<br>団体の代表者 | 保育施設 代表               | 水野 了史  | 会長  |
|                        | 八重東放課後児童クラブ支援員        | 岩見 仁美  |     |
|                        | 小中・義務教育学校校長会 会長       | 棚田 隆志  |     |
|                        | 青少年育成推進協議会 会長         | 沖野 潤   | 副会長 |
| その他町長が認める者             | 商工会 筆頭理事              | 小野 洋治  |     |
|                        | 保護者 代表                | 栃藪 朋子  |     |

## 3 計画策定の経緯

| 年度    | 月日               | 内容                                                                                          |
|-------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年度 | 9月19日            | 令和5年度 第1回北広島町子ども・子育て会議<br>・ 現行計画の令和4年度検証<br>・ 第3期計画の要点、計画策定スケジュール<br>・ 子育て支援に関するニーズ調査（案）の検討 |
|       | 10月19日～<br>11月6日 | 子育て支援に関するニーズ調査の実施                                                                           |
|       | 3月26日            | 令和5年度 第2回北広島町子ども・子育て会議<br>・ ニーズ調査結果の報告                                                      |
| 令和6年度 | 8月7日             | 令和6年度 第1回北広島町子ども・子育て会議<br>・ 現行計画の令和5年度検証<br>・ 第3期計画骨子案の検討                                   |
|       | 11月28日           | 令和6年度 第2回北広島町子ども・子育て会議<br>・ 第3期計画素案の検討                                                      |
|       | 1月27日～<br>2月7日   | パブリックコメントの実施                                                                                |
|       | 2月28日            | 令和6年度 第3回北広島町子ども・子育て会議<br>・ パブリックコメントの結果<br>・ 第3期計画最終案の検討                                   |

**第3期北広島町子ども・子育て支援事業計画**  
(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

企画・編集 : 北広島町 こども家庭課